商工だより



奈良県商工会議所編

NO.13

1957

奈良の銘筆
書道専門
大家用筆墨
章穂堂
あかしや老舗
奈良市餅飯殿町
電話二一五〇番
振替大阪二四六八二番

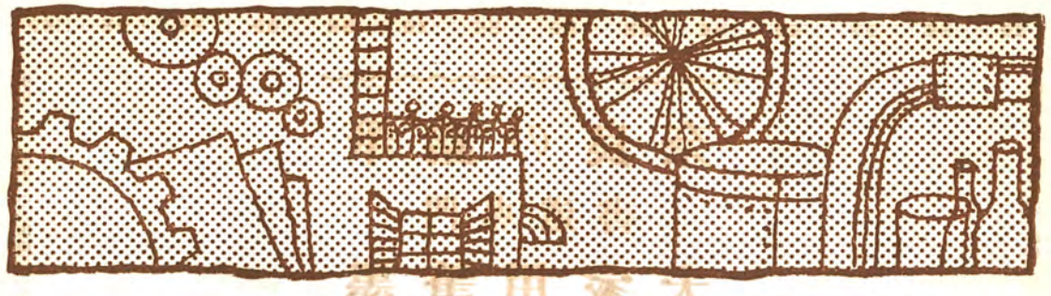
Nichiyo
ニチボー
オリオンテックス
必ずお気に召す生地・柄・お仕立
ニチヨー服
お求めは
このマーク
オーバ・スボン
上衣・学生服
信用ある一流洋服が
工場から直接みな様え
消費者信用販売
ニチヨー服購入預金制度
をぜひ御利用
下さいませ
大日本紡績株式会社製品取扱店
発売元 ニチヨー服販売KK.
後援 宮島産業株式会社

奈良縣銀行協会
南都銀行
日本勧業銀行奈良支店
三和銀行奈良支店
協和銀行奈良支店
住友銀行奈良支店
紀陽銀行五条支店

奈良県信用金庫協会
大和信用金庫
櫻井市櫻井町
櫻井八五五～七
田原本信用金庫
奈良県田原本町
田原本一一四
郡山信用金庫
大和郡山市柳二丁目
大和郡山四三九、八七二
奈良市信用金庫
奈良市光明院町
奈良六二七三二五

都ホテル經營
奈良ホテル
皆様の御用命を御待申上げます
奈良市高畑町
電話四一〇一—三
本社 京都ミヤコホテル、東山三條

皆様の「憩いの場所」
①大佛殿五重塔等七堂伽藍が庭の置物の様に見える場所に三笠温泉があります
②遠く十ケ国がどの部屋からも眺められる様に建築されています
③三面ガラス張りの「大佛風呂」は奈良の名物です
④貧血症、神経痛、リュウマチ、婦人病によく効きます
⑤新若草山ドライヴウエイは日本一の景色に恵まれ、奈良観光のすべてを盡す樂しいものです
⑥近鉄奈良駅から八分で到着し、宿泊料は一、五〇〇円です
⑦四季毎にそれぞれ特有の情趣豊かなものです
三笠温泉
温泉本有限会社 土営鉄道開発肥料鉄土路
電話奈良 5471～3番
本社 電話奈良 5671～4番



商工だより　第十三号

目次

論壇

◎私はなぜ政界に入つたか……外務大臣　藤山愛一郎…一
我国の経済情勢と今后のあり方……日本銀行大阪支店長　三森良二郎…三
中小企業振興方策……中小企業庁長官　川上爲治…六
奈良県観光の現況と将来……鈴木角一郎…七
中小企業経営に対する我等の要望……一〇

要望

六人の下僕という話……宮崎昭…一二
七むつかしいということ……失業居士…一三
やめよう敵という言葉……一老工員…一三
正札販賣是非……商店小僧…一三

隨想

俳句

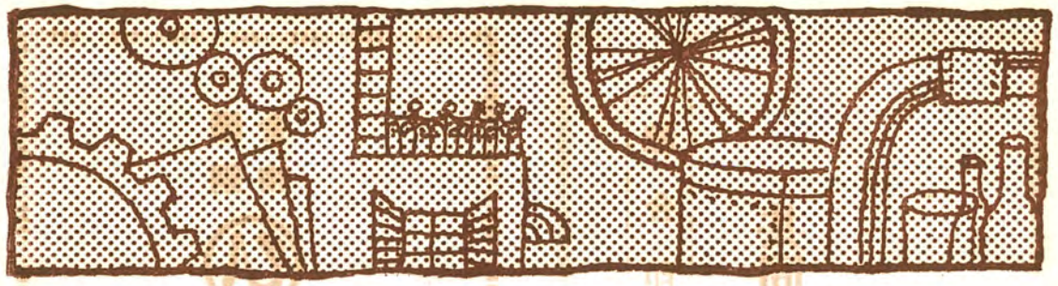
税金が軽くなる資産再評価……一四
素人株式投資の手引……一五
税金のがれうらばなし……一六
法人と個人と税金はどちらが重いか……一七
不当な不当労働行為申立……一八
労務管理他山の石……二〇

解說

労務

奈良県商工会議所

◆商工会議所は県立ではない、県内商工業者が自主的に作つている団体である。
◆商工会議所は商工業者のサービス機関であり、商工業者の代弁者である。
◆奈良県商工会議所は全国四百有余の会議所と繋りがあるのみならず世界各国とも連繋のある県下唯一の団体である。



営経

○マーケッティング問答……一二
○人を使えば苦を使う……一三
○五つ珠のそろばん……一三
○一般小賣店で出來る（良い店員を集める方法）……一四
○きれいな言葉の練習方法……一五

もの知り手帳

手形を受取る時の心得……一五
知らぬと損をする（時効早わかり）……一六
これからの株式相場はどう動くか……一六
正しい敬語の使い方……一七

ピトクツ

來年度の中小企業対策（通産省の決定）……一八
忙しい街の金融業者……一九
生駒山に有料ドライヴウエイ出來る……一三

◎会議所の頁

1. 会議所壹ケ年の歩み……三〇
2. 営業証明書は会議所で発行します……四一
3. 商工相談の御案内……四一
4. 商工業者の皆様へ二つの御注意……四〇
5. 税の苦情相談は会議所で……四一
6. 商取引に御利用下さい……四一
7. そろばんの祭典と珠算検定十ケ年の歩み……四一
8. 便利な市町村合併表……四三

◎編集後記……K生　四三

奈良県商工会議所

◆商工会議所の会員であることは商工業者の大きな誇りである。
◆商工会議所は特定の商工人のものではない、すべての商工業者に解放されている。

Toshiba
東芝のマツダランプ

鐵鋼
金物
㊫
株式会社 ひのり商店

本店 奈良市今小路町 電話奈良五五七五番
出張所 近鉄油坂駅前 電話奈良五七六〇番
建築金物製作 ひのり商店鉄工部

綜合印刷
共同印刷工業株式会社
社長 近東弘七
本社 奈良市西寺林町 電奈良六五〇一～三番
大阪工場 大阪市南区竹屋町 電(27)七九五一～二番

銘木春日杉天井板
尾州檜丸太並に各種造作用材
材辰巨材株式会社
取締役社長 吉田辰五郎
奈良市肘塚町八番地
電話三二六三番



筆墨製造業
寶文堂
電話 奈良三市
振替口座 大阪八一三林
取引銀行 日本勧業銀行 奈良支店 三井銀行 奈良支店 住友銀行 奈良支店 東京六一四七小路町

商工業に関する事なら。
税務・金融・法律・特許
経理・経営・取引・その他
どんなことでも。
お氣軽に御出で下さい。
奈良県商工会議所商工相談所
奈良市東向・近鉄駅前・
電話6075.6076.6077

株式会社 奈良工場
松尾潤二
佐堀 五一七一～五一七九番 (大阪ビル内)
区宗是町一 三八七〇番
の一 工業五番

吉野営業所(下市) 220番
出張所
(郡山)374番 (生駒)449番 (天理)332番
(郷生)19の乙 (王寺)440番 (桜井)495番
(御所本)264番 (高田)2763番(呼) (橿原)207番
(上市)172番 (御所)117番 (五條)287番

Toshiba

東芝のマツダランプ



マツダ

東芝商事株式会社
東京芝浦電気株式会社

関西電力株式会社
奈良支店

支店長 淵岡美士磨

電話奈良 自五二〇〇一番 至五二〇〇七番

奈良市横領町一〇〇の一
各種合成樹脂成型加工業
電話奈良四九三一～五番

積水化学工業株式会社
奈良工場

取締役工場長 松尾潤二

本社 大阪市北区宗是町一（大阪ビル内）
電話 土佐堀（一八三一）七三七〇～七九番
五七五一～五番

近畿電気工事
KK 奈良支店

奈良市今辻子町 電話(奈良)3389 2073番

奈良営業所(奈良) 2073番
橿原営業所(橿原) 721番
吉野営業所(下市) 220番

出張所

(郡山) 374番 (生駒) 449番 (天理) 332番
(郷生) 19の乙 (王寺) 440番 (桜井) 495番
(駒本) 264番 (高田) 2763番 (橿原) 207番
(上市) 172番 (御所) 117番 (五條) 287番

綜合印刷

共同

鐵鋼
金物

建

大阪・名古屋・宇治山田を結ぶ

近鉄特急

座席指定ノンストツプ 1日7往復 特急券は5日前から発売

大阪上本町	名古屋	宇治山田
7.40 発	8.00 発	8.40 発
8.40 〃	9.00 〃	9.40 〃
11.40 〃	12.00 〃	12.40 〃
13.40 〃	14.00 〃	14.40 〃
15.40 〃	16.00 〃	16.40 〃
17.40 〃	18.00 〃	18.40 〃
19.40 〃	20.00 〃	20.40 〃

所要時間
大阪 — 名古屋 2時間35分
大阪 — 宇治山田 1時間54分
名古屋 — 宇治山田 1時間34分
★ほかに便利な急行を大阪・名古屋
宇治山田間に60分ごと運転しております★

特急料金
大阪上本町—名古屋 250円
〃 —宇治山田 200円
名古屋—宇治山田 200円

発売所
近鉄 大阪上本町・名古屋・中川・宇治山田各駅
近鉄観光案内所 大阪・名古屋・神戸・東京市内各案内所
日本交通公社 大阪・神戸・京都・奈良各案内所

近畿日本鉄道

筆墨製造業

寶文堂

奈良市三条町二五番地
電話奈良(大東)八一三番
(阪急)一三六一番
(近鉄)四五八番
(三和)七一一番
(住友)小路
(大和)町
(京都)
(銀行)
(銀行)
(銀行)
(銀行)
(銀行)
(銀行)
日本勤業銀行
奈良支店
奈良支店
奈良支店



◎私はなぜ政界に、はいつたか

「平素の言動の裏づけと、社会人の恩返しに決意」

外務大臣　藤山愛一郎

七月十日発足した岸新内閣の外相に就任せられた日本商工会議所会頭藤山愛一郎氏は同月十七日開かれた日商常議員会（当所は吉川会頭出席）の席上、外相就任にいたるまでの経緯につき述べられた際の心境であります。

私はなぜ政界にはいつたか

今日、私はここにまことに皆さんに申しわけないご挨拶をいたさなければならぬことになりまして恐縮をいたしているしだいであります、今回、岸内閣の改造にあたり、総理大臣から私に、閣内にはいつて協力をしてもらいたいというお話しがあつたのであります。私としては元来、民間実業家として終始するつもりでおりましたので、同君から過去数回にわたつて政界にはいらないかというお話のあつたときも実はおことわりをして、自分は一生経済人として暮すつもりだということを申してきたのであります。

ところが今度は、七月十日に岸君と会つていろいろ話をしているうちに、どうしても引受けざるを得ないということを感じ、承諾をいたしたようなわけであります。大体岸総理とは長い間懇意にしているばかりでなく、東条内閣をつぶしますときなどは一緒に仕事をした仲でありまして、先生が辞表をもつて最後の閣議にまいりますに際に、私は大臣官舎に行つて「やり損つてはいけませんよ……。」といつて別れたようなこともあつたのであります。それ以来、時に意見は違いましても仲のいい間柄として助け合つてやつておつたようなわけであります。

したがいまして個人の情から申し上げますともちろん同君が総理大臣として政策を実行していくために助けてくれといえば、私としてできるだけ助けてまいらなければならぬわけであります。しかし、だからといつて閣内にはいつて直接やるということではなく、むしろ私としては閣外にあつて助けてやるということの方が適当であろうという考え方には変りはないのであります。

平素の言動をうらづけたい

ところでどうして今度引受けざるを得なくなつたかと申しますと、私が最終的に決心をせざるを得なくなつたのは、かねて私は財界人として政府を批判する立場におつたのであります。また今後もそうした立場におりたいと思つていたのでありますが、しかし考えてみますと、財界におつて政府を批判し、あるいは政党を批判しておつたものが、それを実地に行つてみたらどうかといわれたときに、政党人の生活はどうも感心しないということでは、拒絶の理由にはならないと思います。

私として日頃無責任な言動を弄しておつたものではない、つまりそのふだんの言動をうらづけるためにも、直接中にはいつて責任をまつとうする必要がありやしないか、ということを考えざるを得ない破目にいたつたわけであります

印 漢方胃腸強化剤

鯛

増田胃腸丸

増田製薬株式會社

奈良県北葛城郡当麻村大字当麻西町二二七番地

電話 当麻二番・三番

MANUFACTURERS & EXPORTERS OF ALL KINDS OF IMITATION PEARL, SEED BEAD & OTHER GLASS BEAD NOVELTIES.

KOYO PEARL MFG. CO., LTD.

227 TAIMA. TAIMA-MURA KITAKATSURAGI-GUN NARA-PRE., JAPAN.

TELEPHONE: NAGAO 29

総会に講演会に懇談会に

あらゆる御会合に

交通至便、サービス、的料金湯茶無料サービスの会議所貸会場を御利用下さい



三階大ホール



三階小ホール

料金表

	大ホール	小ホール
午前	700	300
午后	1,000	400
全日	1,500	600
夜間	1,500	600

す。

それに総理の外務大臣兼務というような話もありましたが、今日の国際情勢の中において日本が本当にしつかりした立場をとりますためには、外務大臣というものは常時国外にもでて各国の首脳部と接触し、交換も行うということでなければならぬということを私はかねがね主張しておつたわけであります。そういうようなことからも総理大臣の外務大臣兼務ということはなりたたない。そこで是非やつてもらいたいといわれれば、平素の言動をうらづける意味からもおことわりするわけにはいかなかつたのであります。

社会の恩恵に甘えすぎた私

大体私としては今度政界にはいるということになりますと裸になつて一年生から初めるということになるわけで、私の現在の生活からいたしまして大変これは疑問なことであります。私は父が残してくれました、財界の基盤の上に立つて関係会社の同僚やまた会議所関係においては皆さん方のご協力によつて安穏な生活をいたしているわけでありますこうした環境をこわすということは私自身考えましても非常な冒険で、できるだけそういうことをしないで、現在のまま進んで行くことが安易な行き方であると思うのであります。

しかし、先ほど申上げましたような事情のもとにいろいろ考えますと、こういうような安易な生活で一生をおわりますことは、私にあたえられた社会の恩恵にたいして甚だ相すまぎるようなことでもありまして、この際私としては裸になつて一辺苦労してみよう、戦に破れるということになるかも知れませんが、この際社会が私にあたえられた、これまでの恩恵にむくいなければならぬということを考えたわけであります。

そういうようなことから私は強いてむずかしい道をとらざるを得なくなつたようなしだいであります

政党にも入り選挙にも出る

なお、私の先輩、友人諸君、また会議所関係の皆さん方が今回私が政界について心から心配してくれまして「そういうようなことはするな、いまでどおり進んだ方がいいのだ……。」と、ごの好意ある忠告をうけたのであります。

ところが結果においてそれをうらぎることになつて大変相すまぬことであつたと思うのであります。前申上げましたように、私の平素の言動をうらづけしなければならぬ立場と、社会の恩恵をあまりにうけすぎている私として、この際裸になつて苦労し、今までの社会の恩恵にむくいるため最後の努力をいたしたいという気持とをご了承くださいまして。皆さん方のご好意あるご忠告をうらぎりましたことをお許しいただきたいと思うのであります。

私として決心いたしました以上は、岸内閣が存続している限り経済界の総てのきずなをたつて政界にはいつてまいります。したがつて政党にもはいりますし、選挙があれば選挙にも出てみるつもりであります。

清算できぬ経済人としての血肉

しかし、そういうような決心ではありますけれども、私は一生を経済界に住んできたのでありまして。この長い間経済界に住んできたきずなというものは、形のうえにおいては清算ができるが、血と肉の中においては決して清算されることはできないのであります。そこで私は今後政界にはいりましても六十になつてはいつたことでもありますからいまさら経済界的ものの考え方、経済界的挙措行動から全然はなれてしまうわけにはいかない。

この濃い血のつながりは、どうしても断ちきれないので、私はそれを断ちきれないままではいつていきます。また断ちきれないことを尊重して私の行動は今までと同じような気持で進めてまいりたいと思つているわけであります。

ただしいま申上げましたように表向きの関係は一切断つことになります。そうして日常の仕事は政治に専念することになつておりますが、そういうような意味におきまして私は閣内においても経済界のためには、仮りにも私の所管外の問題についてもお役に立つ機会があると思います。

直接外務省の関係においては、今日まで私が

考え、こんご経済界の皆さん方がお考えになりますような方向にできるだけ打ちだしていきたいと思つておりますが、所管以外の問題につきましても他の閣僚と話合う機会をもつておりますので、当面の対策などについて決定権はもつておりませんけれども、お手伝いすることができると思います。そういうことでできるだけわが国経済の発展のために努力をしてまいりたいと思います。

陰にまわつて会議所を育てたい

特に商工会議所に関しましては、私は前後二回にわたり、十一年間仕事をさせていただき、皆さんのご好意にあずかつております、そこで日本商工会議所につきましては私は必ず閣内におきまして立派に発達をし、またその意見なども伸長するよう陰ながら努力をしていきたいと思つておりますので、どうか日商のメンバーである各単位会議所のかたがたはもちろん日商自体も、たとえ直接外務省の関係しないことについても必要があれば私のところにお話いただきますれば、それをとりつぐにやぶさかでなく、岸内閣の政策に織込むべく、果してどれだけの力があるかは分りませんが、お役に立ちたいと思いますので、今後ご後援願うと同時にご利用を願つて差支えないと思います。

ともかく長い間ご厄介になりながら突然こういうようなことになつて甚だご迷惑をかけたのではないかと思います。日商は今日強固な経済団体として発展しているのでありまして、私が突然去りましても、弱化するとか、あるいは団結がくずれるとかいうことは考えておりませんが、なんといたしましても突然こういうようなことで皆さん方にご迷惑をおかけしたことであります今後皆さん方が協力して相談いただき円満に後任会頭が選ばれますように私としてはお願いをいたしたいわけであります。まことに長い間いろいろ有難うございました。

論壇

◎我国の経済情勢と今後の在り方

日本銀行大阪支店長　三森良二郎

この稿は去る七月当所に於て催しました懇談会の席上行はれました講演の概要であります、文責は記者に在ることを申添えます。

只今御紹介にあずかりました三森でございます。本日は当地方財界各方面の指導にあたられる皆様にお目にかかることができ、色々お話も申上げ又皆様の御意見を伺う機会を得まして大変うれしく思つております。

先程会頭さんからお話ありましたように日本経済もむづかしいことになつております。我々としてはどうにかして、うまく切り抜けて、日本経済が安定した基盤の上に立つて発展して行くよう念願している次第でございます。これがため当面の処置と致しまして、皆様ご承知の如く金融の引締めをやつておるのであります、皆様のご意見をお伺いして実状に合つた施策を立てて行きたいと思つております。

先ず、順序として私から最近の情勢について卒直にお話したいと思います。ご承知の通り、昨年は好況でありまして

神武景気といわれておりましたが、そういわれたのもつかの間で、神武景気はどこへ行ったのかといわれるような情勢に急変しました。

何故このように急変したのかということを考えるまえに、昨年の好景気はどんな処からやって来たか、また内容はどのようなものであったか、ということを先ず調べてみる必要があると思います。

昨年の日本の鉱業生産は二十一%も上昇し、これに伴い賃金が上り、雇用もふえまた国民全体の所得も大巾に増加をみました。諸外国の例をみますと鉱工業生産はアメリカが三%、イギリスは金融引締めの影響もありまして三%、西独は八%の増加でありまして、これをみても日本の二一%の増加は大変なものであるということがお分りになると思います。

それではこのような大きな生産の増加はどうして出来たかと申しますと、一昨年に引続き昨年の春頃まで輸出がのび、それを中心として生産が伸びました。夏頃からはその輸出の伸び方がにぶつてきましたが、これと同時に国内の需要が非常に増加しました。

即ち昨年度の生産の増加というものは最初輸出の増加が主軸となつていたのですが、後半においては国内需要の伸びが原動力となつたわけであります。これは各企業の設備投資が盛んになつてきたことによりますが、これらの原材料の多くは輸入にまたなければ、なりません。それでこのような経済の成長に伴い輸入がだんだん増加し、しかもこれが年の後半になるほど増えていつたという状態を呈しました。その結果、三十年度は輸出が好調だつたので国際収支の尻では四億一千万ドルの受取超過であつたのに、三十一年度では一億八千万ドルの支払超過となりました。このように生産と輸入が大いに増加し、しかも輸入原材料を国内において大量に消費してしまつたということが、昨年度の好況の内容であつたと考えられるのであります。

次に、国内金融の面からみますと、昨年後半より銀行のオーバーローンということがやかましくいわれるようになりました。先程申しましたように輸入が多くなり、それを決済するための資金が必要になつて来ましたし、設備資金やまた運転資金の需要も段々増加して参りました。

昨年は預金の方の伸びも非常によかつたが、今申したような資金の需要が高くて、預金の伸びを上廻るに至りました。全国銀行の三十一年度中における貸出の増加は、一兆四百億円と預金の増加額を二千二百億円上廻つています。三十年度は預金の方が貸出よりも二千三百億円多かつたのですが、昨年とは逆になつた訳であります。これは国際収支の方からみて、輸入が非常に増加し、結局収支尻では支出が多くなつたという現象と、丁度表裏の関係になつておりまして、日銀の貸出も一時は三百億円以下に減つて行つたが、この三月には二千七百億円になりそれからますます増加して、現在では四千八百億円となり、対内的にはオーバーローンが続き、対外的には支払超過が続いておるという訳であります。

しかも、この支払超過は今年度に入つて更に増え、その勢いが強くなり、四、五、六月とこの三カ月間平均しますと、毎月実質的には約一億ドルの支払超過でこれを今年の一月より累計してみますと六月までに五億二千万ドルの支払超過となつております。

こういうことで、昨年十二月末までは十四億ドルあつたわが国の外貨保有高が、六月末では九億ドルあるかなしという状態になつております。しかもこの九億ドルの中には、インドネシアに対する債権のようにすぐに使えないこげつき債権が二億数千万ドル、その他すでに色々の資金として使つているもの等も入つているので、これらを九億ドルから差引くと、ずい分減ることとなります。日本は原料を殆ど外国に依存しているような状態でありますので、ある程度の外貨の手持は絶対に必要であり、これがどんどん減るということは、今後の日本の正常な貿易の運営、ひいては経済の健全な発展に非常に大きな障害となつてくるのであります。どうしても急速にこのような状態を改めねばならないのであります。しかるに国内における設備は急激に改修または増設されており、また大衆消費が伸びておりますからこういう国内の需要を抑えなければ輸入を抑えることはなかなかできません。そこで金融を引締める方法により、国内の需要を抑え、外国から多くのものを入れなくても済むという情勢を作り出す必要が生じてきます。この観点から三月、五月の二回に亘つて日銀の公定歩合の引上げを行い、それに関連して窓口指導の強化等色々引締めの処置を講じ、一方輸入面においても、預託外貨の引上げユーザンスの期間短縮と品目の整理、また最近では輸入担保率を引上げるなど輸入抑制の方策を相ついで講じておるのであります。極く最近までこのように金融面だけで投資等の抑制をしてきましたが、金融引締めにも自ら限度がありますので、六月中旬政府も総合施策を発表するに至りました。これによれば本年の財政投融資の削減や公共事業費支払の繰延べが検討されております。こういう風に綜合的な面から輸入を日本の国力に合う程度に抑えようと努力しているのであります。

次に第二・四半期に問題となる点をみますと、輸入の抑制方針をとつているが、まだ支払超過の状態が続きます。四月から六月までは輸入信用状の方が輸出信

用状を相当金額的に上廻つているので、当分は外貨がなお減少をつづけることになるのであります。またその外に一般政府資金も供米代金の支払等があるものの、引揚となり、かれこれ一千億円を超える引揚げ超過になると思われます。従つて先程四千八百億円となつたと申しました日本銀行の貸出も、更に増加すると思います。こういう風に相当苦しい状態ではありますが、私共としては輸入が減少するよう金融引締めの努力を今後も続けるつもりであります。

それでは国際収支の悪化に対する金融引締めが何時まで続くかといいますと、輸入信用状の発行高は四月五月より六月は減りましたが、そうした面からもすぐ均衡が回復するのではないかまた第三四半期に入ると供米代金を支払わねばならないので財政面では支払超過になりその時には金融も楽になるのでないか、という楽観説もありますが、卒直にいうと日本の経済の現状からはこれはどうも早計であるといわざるをえません。現実の問題としてはなかなかそう簡単には参りません。勿論国際収支は当然均衡を回復する方向に向うし、またそうならなければ困るのでありますが、ここ二、三カ月以内に実現できるとは簡単に考えられないのであります。御参考までに申し上げますが、二十八年秋以降の金融引締めの時は、それから十カ月後にやつと国際収支が均衡に回復しておるのであります。また英国でも国際収支の悪化に対処して一昨年の初めから公定歩合を引き上げると共に銀行貸出の抑制に努め六カ月間に七%貸出を減少させました。昨年に入つて更に公定歩合を引き上げ財政面でも抑制を図りました。こういうように色々の手を打つて一年余り掛つてやつと国際収支が回復しておるといつた状態であります。従つて日本でも国際収支が完全に均衡するまでまた基礎がしつかりするまでには、相当の期間を要すると思われます。最近国際通貨基金等から借入れの交渉も進んでおりまして結構なことですが、これはあくまで借金であり、返さなければならないものでありますから、こうしたものに頼つてはならないのでありまして日本が自力で外貨を獲得することを考えなければならないのであります。

このためには国際収支を均衡させるのみならず、更に今迄に失つた外貨を再びとり戻すような基盤をつくりあげる必要があります。従つてそれが達成されるまでは金融引締めの基調を堅持することが必要と思われます。

しかし、この引締めによつて不当なしわよせが起つてくることについてはあらゆる施策を立てることが必要であります。政府としても中小企業金融には力を入れていまして中小企業金融公庫が第四・四半期に貸出しを予定している資金を繰上げて当面の貸出に当てるというようなこともやつていますが業者の方としてもそれぞれ今の情勢に対処する体制をとられまして、健全なる企業として、あくまで発展して行くよう努力して頂きたいのであります。今申しましたのは、消極的な抑制面を述べたのでありますが、積極的に良い方向に伸ばして行くことが必要でありますので、政府の総合対策ではこの面にも大いに力を入れている訳です。先ず輸出の奨励に付てみますと、日銀としましても特に輸出金融に配慮しておりますが、政府においても色々施策を立てております。しかしながら輸出の増進は何といつても業界の方々の御努力にまつ処が大きいので、この点大いに期待している次第であります。また総合対策では貯蓄の奨励もとり上げており、これに基き貯金をしやすくするよう預金金利の引上げも実施されましたが、国民としても所得が伸び、減税も行われている今日貯蓄に向け得る余力も相当あることと思いますので、この際、出来るだけ消費を節約して貯蓄に努める必要があるのであります。こうした努力を続けることは必要な産業資金の供給を円滑にする一方原材料の輸入も少くてすみ、大いに国際収支の改善に資することとなりますので、国際収支を黒字に転じさせ又黒字を続けてゆく基盤をつくることとなると思います。

こういう風に積極的政策を進めることにより、なるべく早く国際収支の均衡を図り、金融の引締めの必要がないようにしたいのでありますが、充分の成果を上げるには国民各位の努力にまつほかはないのであります。現在金融引締め政策を採つておりますが、これはなにも抑制するのが本旨ではないのでありまして根本は安定した基盤の上に順調な発展をさせるためであり、そのためには経済活動の行き過ぎを抑制することも必要であると存じます。殊に昨年以来わが国の経済の動き方を見ますと、輸出よりもむしろ内需を中心としております。

しかし、わが国は、原料その他を外国から求めなければならない状態でありますから、もしこのまま放置するとわが国の経済は外貨の不足から行きづまつてしまいます。従つてこの方向を輸出中心主義の方面、即ち輸出の伸長を中心として経済が発展するという方向に向け直すようにしなければなりません。

そのためには若干当面の経済の発展が中断するのもやむを得ないかと思われます。国民一般の努力によりこの調整が出来上り、今度は上述の新しい方向に安定した基盤の上に立つて発展を続けて行くようにしたいと思つておりますが、その日が一日も早くくることを念願しておる次第であります。

御静聴をわずらはしましたが、引続きまして皆様のお話をお伺いしたいと思います。

以上

（文責記者）

論壇

◉中小企業振興方策

中小企業庁長官　川上爲治

この稿は我国中小企業行政の元締とも称すべき川上中小企業庁長官が去る七月全国商工会議所職員研修会に於て講演せられた要旨であります

一、中小企業の現状と中小企業振興審議会の答申

中小企業がわが国産業経済の内で大きな役割を果していることは既に衆知の事実である。これを国民所得の上から見るならば、直接間接に中小企業から由来する所得は、農林水産を加えて、国民所得総額の大体六〇%を占めていると推定されるのである。

一方産業構造面から見るならば、従業員三百人未満の事業所が、全体の九九、九%と殆ど全部を占めており、そこで仂く従業員は全体の八三、九%に及んでいるのである、さらに、最近の国際収支の逆調から注目を集めている貿易面からいうならば、輸出工業の五〇%～六〇%を中小企業が占めているのである。

然らばこの経済的、社会的見地から見て、極めて重要な地位をもつ中小企業に対する政府予算はどの位かというと何と一九億で通産省予算約一〇〇億の二割弱でしかない、これを農林省予算八〇〇億と比較すると、あまりにも違いがありすぎるようだ。

この様な中小企業の現状に対して、昨年六月、内閣に中小企業振興審議会が設けられた。審議会は約半年間にわたつて中小企業全般の問題について検討を加えた結果十二月に答申として中小企業に関する主要問題点、例えば組織化、金融税制等の問題について一応の結論を出したのである。

従つて私達としてはこの答申に盛られてあるものが、中小企業問題の当面の解決策であると考え、実現の方向に向つて今日懸命に努力しているわけである。

二、中小企業の組織強化―中小企業団体法―

中小企業振興審議会が最初に取り上げた問題は中小企業の組織強化の問題であるが、私達も、従来の中小企業協同組合法と中小企業安定法では不充分であるとの見地から、この二法に対して更に四つの点から基本的改革を行つた団体法というものを提示したのである、其の四つの点というものは次の通りである。

1、現在の調整組合は、或る一定の業種に於てのみ設立する事が出来るがこれを一般の業種でも出来る様にする。

2、戦前は当然加入制と言う制度があつたが、今日ではそれがない為、組合の調整活動がなか～うまくいかない。そこで強制加入制度を設ける。

3、現在の調整組合では経済事業は出来ない。然し調整事業と経済事業は不可分のものであるから調整組合でも経済事業をできる様にする。

4、協同組合は、組合員において、組合交渉権を持つが、調整組合でも持てる様にする。

以上が団体法の骨子であるが、この中最も議論のあるのは、強制加入の問題である、即ち、法律上からみて疑義があり憲法と抵触する恐れがあるとか、独禁法に反するという意見である、憲法と抵触するかどうかという点については、営業の抑制、結社の自由という二点から問題があるわけだが、私達は内閣法制局と打合せした結果、中小企業について一定期間を限り、加入命令を出すならば、なんら憲法に抵触するものでないという確信を得たのである。

つぎに独禁法の精神に反するという意見については、公正取引委員会の委員長が国会で、この制度を乱用するならば、独禁法に触れる恐れがあるとはつきり言いきつているのである、これはつまり運用方法の問題なのである、そしてこの運用についても、例えば、価格統制については、いろ～な条件が付されており、然も公正取引委員会の認可が必要なのであるから、決して乱用はあり得ないと思う。

更に、中小企業の組合に、強制加入制度を認めるならば、労仂組合にも、農民組合にもこれを適用しなければなるまいという意見が中小企業の実態を知らない一部の人達によつて述べられている。

然し考えてみれば、我国の中小企業は競走が非常にはげしい。然るに労仂者は余り競走の必要がない、それ故中小企業に強制加入命令の制度を認めたからといつて、何も労仂組合に認める必要はないのである。同じ事が、農業組合についてもいえよう。塚田元政調会長も、中小企業は其の性格からみて、強制加入の制度を必要とするが、農業組合には現在其の必要はあるまい、若しも必要とする事態が生ずれば、少しも拒むものではない、と述べている。

中小企業は特殊な性格をもつている、それだからこそ中小企業だけがどうしても必要なのである。

次に組合交渉の制度であるが、組合交渉という事についても、色々の条件があるのだから、大企業もそれ程さわぐ事はなかろう。

中小企業の組織強化を狙つたこの団体法は、衆議院を通過し、目下参議院に於て、継続審議中であるが、私は若干の修正はあるとしても、必ず通過すると考えている。

三、中小企業金融について

次に金融面から中小企業に対する施策について眺めて見ると、本年度は債権引受け、出資金の形で中小企業金融公庫と国民金融公庫に二〇〇億宛、商工中金に三五億計四三五億の財政投融資をみている。これは従来と比較してみれば、たしかに増額されてはいるが、我国全体の財政投融資額（四〇〇〇億）と比較すると約一割強でいかにも少い。

今日、金融機関の中小企業向貸出残高は二兆五〇〇〇億ほどあるが、其中、一兆五〇〇〇億を都市銀行、八〇〇〇億地方銀行、七〇〇〇億が残りの一兆をいわゆる中小企業関係金融機関が引受けている、然も其中僅か二〇〇〇億が政府関係機関である前記三行の貸出残高である。

この事実からみても三五〇億や四〇〇億位の政府財政投融資では決して十分でなく、都市銀行、地方銀行、其他金融機関の中小企業に対する融資面での協力が大いに期待されるわけである、そして其の協力をよりスムースにする為に考え出されたのが信用保証協会制度であり、本年度はこの為に、特別会計として一〇億円の出資が行われたのであるが、今後一層拡充強化していきたい所存である。

四、中小企業の設備近代化―安定の途―

従来中小企業の税負担は、他に比較して少なからず、不均衡であり、過重になつている。この税制の不均衡は中小企業をして、極めて低利潤にとどまらせ、然も設備の近代化を阻害した一つの大きな理由である、私達もこの点を十分認識し事業税の軽減、中小企業の再評価を推進しているわけであるが、それはともかく中小企業の立遅れをこのまゝ放置しておくならば、大企業との格差はます～増大し、其の結果、中小企業の製品輸出にとつて重大な障害となり、ひいては社会問題にまで発展するであろう、これを避ける為にも、将来の最低賃金制実施の場合の為にも、設備の近代化によつて中小企業其のものを安定させる事が絶対に必要である、然も其の機会は今の時期をのがして無いと私は確信しているのである。

論壇

奈良県観光の現況と將來

鈴木角一郎

一、観光事業の意義

観光の字源は易経の「国の光を観る」によるもので、他所に行つて、神社、仏閣、名所旧跡を巡覧しその土地の人情風俗に接してその文化の淵源を尋ねることであることは御承知のとおりである。この観光という言葉が、わが国で使われたのは安政二年（西紀一、八五五）にオランダ国王ウイルヘルム三世から徳川幕府に贈られた百五十馬力の本造蒸気船に「観光丸」と命名されたことにはじまつている。そののち元治二年（西紀一、八六四）佐野藩（栃木県）の堀田氏の領地の学校に「観光館」という名が用いられた。明治の初期になつて東京浅草に「観光社」という商社があらわれ、そこから観光繻子、観

光繖、観光傘が売出されたこともあつた。それが最近では観光バス、観光ホテル、観光会社、観光協会、観光博覧会等々ほとんど枚挙に遑がない。

観光事業は国際観光と国内観光に分けられ、国際観光は国際親善、外貨獲得、国内観光は地方産業の振興を図るを目的とするものである。しかしこの観光事業も戦時中は物見遊山に混同され、一時停頓状態におかれていたが、わが国経済の復興と講和条約の発効とともに再び世にでて、年々興隆をみつつある現況である。

二、県の観光施策

奈良県当局は夙に本県観光事業の重要性に着目しこれを県政の上に大きくとり入れ、昭和二十五年十月奈良県観光概説及び施設計画（事業費二十二億八千六百万円）を策定し、当時観光客年間五百万といわれていたのを五年後にはその二倍の一千万人を目途として、これに必要な諸般の施設を計画し、順次実施を決定、今日に及んでいるのである。この計画は従来観光地単位のバラバラの施策をやめ、観光資源の分布その性格及び観光客の動態等を勘案し、観光地区とその集団として観光地帯を設定し、さらに観光地帯内の中心都市を観光基地とし、その地帯の特質に応じた観光施策を樹立しようとするものである。

観光地帯、地区、基地別及び特質は次のとおりである。

1、北部奈良地帯、地区＝奈良、竜田法隆寺、生駒信貴、郡山、天理、基地＝奈良市、東洋上代文化資源の粋を集め新らしい観光施設の比較的発達している国際的観光地帯

2、吉野地帯、地区＝吉野山、大峯山、大台ヵ原山、基地＝吉野町、奈良につぐ観光地吉野山と吉野熊野国立公園北半を占める近畿最高山岳景観地帯

3、中部飛鳥地帯、地区＝畝傍飛鳥、桜井多武峯、初瀬、基地＝橿原市、桜井市、初瀬町
奈良平野の南半丘地帯に位するわが国文化の発祥地

4、西部金剛地帯、地区＝金剛葛城、当麻、基地＝大和高田市
大和、河内国境をなす由緒深い連峯を中心とする国定公園候補地

5、東部宇陀地帯、地区＝奥香落、室生、月瀬、神野山、基地＝榛原町
奈良平野の東に隣する山間部中の特異景観地帯

6、南部熊野地帯、地区＝北山峡、十津川峡、西吉野連峯、基地＝五条町
熊野川上流北山、十津川両水域を中心とする処女観光地帯

三、奈良国際文化観光都市建設

昭和二十五年十月奈良国際文化観光都市建設法が施行せられ、奈良が世界に誇る古文化財の維持と保存を図り、さらにその上に文化観光資源と文化観光施設を整備して文化国家の建設を目的とする特別法であり、事業完成するためには国、県その他あらゆる関係機関はでき得るかぎりの援助をしなければならないことになつている。

奈良市ではこの法律の目的実現のため各種の計画を樹立し着々実行に移されておるがその計画概要は次のとおりである。

1、道路事業の完遂

イ、国道及び近郊連絡道路の建設整備

ロ、幹線及び重要街路の整備

ハ、回遊自動道路の建設整備

ニ、駐車広場の新設拡充

2、交通機関及び同事業の充実
国有鉄道の駅舎、線路の改善電化、沿線の美化

3、宿泊休養施設の建設整備

イ、休憩舎の新設整備

ロ、旅館の改造整備

4、衛生施設の完備

イ、下水道の整備拡張

ロ、上水道の整備拡張

5、古文化財の防災保存修理
国宝、重要美術品、史跡、名勝、天然記念物その他文化財の防災保存修理

6、景観、風致の保護育成

7、観光関係産業の保護振興
美術工芸、土産物の保護振興

8、河川、水路の修築整備

9、公園緑地の新設整備

イ、奈良公園の整備

ロ、総合運動場、国際ゴルフ場その他運動場の新設整備
（註）総合運動場は野球場のみ完成、国際ゴルフ場は近鉄、県、奈良市共同で奈良市宝来町に総面積三十五万坪をもつて施工中であるが本年十月仮開場の予定である。

ハ、その他公園緑地の整備

10、文化、観光、駐楽施設の完備

イ、中央公民館の建設

ロ、案内設備その他観光諸施設の完備
（註）中央公民館は市庁別館として既に完成

四、政府の観光施策

政府においても観光事業を国策の一環として強力に推進するため国家的に総合した統一ある方策を講ずるため、昭和三十一年八月閣議決定に基き、観光事業振興五ヵ年計画を策定し、昭和三十二年から同三十六年の五ヵ年間を計画の対象として実行に移すことになつた。この予算総額は政府支出金、民間資金あわせて二千九百十九億円で、初年度は約五百億円となつている。なおこの計画中、従来外人観光客の誘致を主眼におかれていたのが、国内観光にも向けられたことは注目に価する。

五、吉野熊野特定地域総合開発

本総合開発は奈良、和歌山、三重三県にまたがる、紀伊半島中央部から太平洋岸にわたる約五千平方キロの地域内における各種資源の開発により生産の増強を図ることを目的とするものであり、その計画内容は①電源開発②林産資源開発③農業資源開発を基本とし、それに水産資源と観光資源を含めたものである。開発計画の大要は次のとおりである。

1、電源開発
風屋えん堤、高森えん堤、大瀬えん堤、猿谷えん堤、佐田えん堤、宮川えん堤を利用して発電事業を行い、最大出力約三十一万六千KWの発電を図る

2、林産資源開発
奥地林道の開発、造林事業を計画し林産資源の増産並びに保続増強を図る。

3、農産資源開発
猿谷えん堤、津風呂えん堤、大迫えん堤を利用して農業用水の確保を図りかんがい排水事業を行い農産物の増産を図る。

六、交通道路の現況

観光事業の振興を図るには交通機関の整備が絶対不可欠の要件であることは言うまでもないことである。本県は大和盆地の平地を除いては概ね山地に属し、その割合二：八の比率で、交通の実態は平地は近鉄、国鉄、バスなど比較的交通機関に恵まれているが山地は地勢の関係上バスによつている。バスは奈良交通を主とし、営業粁一、〇六〇粁余、奈良を中心とし上市、下市、五条、柏木等の長距離直通バスの運行をはじめ、全県下に路線網を敷き、年間輸送人員約二千万人を数えている。

交通の新らしい形体として自動車交通の発達は実に目覚ましいものがあり、経済企画庁の発表によると、昭和三十年度一年間のわが国の輸送量のうち、国鉄は三十八億四千九百万人、私鉄は二十六億九千万人、バス三十億七千七百万人で、バスの輸送量は私鉄をはるかに上廻つている。このようにバスの飛躍的な発達にもかかわらず、道路の整備これに伴わず、昨年来日した米国の道路調査団ワトキンスは「工業国といわれる日本でこれぐらい完全に道路を無視してきた国はほかにない」とまで酷評している。

政府においては、今回道路行政を強化し、道路整備十ヵ年計画を一兆七千億の事業費で整備に乗り出すことになり、本県またこれに呼応して、総額百七億円で道路十ヵ年計画を樹立したことは時宜を得たものといえよう。道路の悪いことは全国共通の悩みであるが、本県の場合、平地は鉄、軌道に恵まれているためその発達おくれ、国道二十四号線、同二十五号線の紀元二千六百年記念事業以来なんら見るべきものがないのである。これは奈良を中心として名所旧跡をつなぐ回遊道路にもこと欠いていることによつても十分うかがうことができる。

七、観光施設の拡充強化

今回政府並びに県が樹立された道路整備十ヵ年計画を機会に、われわれはそれぞれの関係機関に対し特に次の事項について早期完成を要望したい。

1、国鉄奈良駅前広場の整備
国際文化観光都市の表玄関である駅前広場の整備は刻下の急務であるので関係当局に要請中

2、阪奈直通道路の完成
昭和三十四年秋完成の予定なるも、本道路の必要性に鑑み早期完成を期待す

3、阪奈直通道路の国鉄関西線の立体交叉の実現
右直通道路と並行し実現を希望

4、春日奥山周遊道入口附近の改良
現在の入口は道路狭隘のため都市計画路線杉ヶ町―高畑線（裏大道）の早期実現を希望

5、奈良法隆寺線（尼ヶ辻経由）の完成
郡山市内、小泉地内の改良並びに薬師寺唐招提寺附近道路の早期拡巾

6、奈良―桜井間（奈良津線）の道路新設
奈良―天理間は工事完了、近く供用開始の予定なるも天理―桜井間の早期実現を期待す

7、飛鳥地方の道路の拡巾整備
日本文化発祥地、飛鳥地方来訪者の便を図る

8、多武峯と飛鳥地方を結ぶ観光道路の新設
中和観光地の巡回コースの開拓

9、生駒信貴縦走ドライブウェイの建設
阪奈直通道路から分岐し生駒山頂までのドライブウェイは近鉄で施工するもこれに続く信貴山までのドライブウェイを建設して生駒―信貴山―斑鳩―天理―奈良を結ぶコースの実現を図る

10、佐和又山スキー場の開設
多季観光施設に乏しい本県として本スキー場（上北山村西原）を開設するとともに国道一六九号線（高田―木の本―新宮）の難所、伯母峯峠両側のカーブ切りとり並びに道中を整備し奈良（大阪）―上市―伯母峯―木の本―新宮の交通を便ならしめる

11、国道一六八号線の開通
電源開発事業によつて道路工事も順調に進んでいるが、奈良―和歌山県境に残る未開通区間を早期に完成し西吉野縦貫道路の実現を図る

12、国道二十四号線の完成
二十四号線（京都―和歌山）のうち、京都―奈良―高田間は整備されたが高田―五条間についても早期完成を望む

13、国道一六六号線の改修
高田―桜井―大宇陀―高見峠―松阪に至る本国道中、高見峠附近を早期に改修し、奈良―伊勢志摩方面への距離を短縮（現在柳生廻りの奈良―津線利用）し旅客の便を図る

14、関西線の複線復活
戦時中撤去された王寺―奈良間を複線に復活し輸送力の増強を図るため国鉄当局に要請中

15、関西線廻り東京行昼間急行列車の増発
観光客の供給源である東京と奈良間の輸送力の強化を図るため国鉄当局に要請中

16、国鉄五新線の実現
一部着工中なるも早期実現を期待

17、奈良公園の整備
観光税の創設により今後の整備が期待される。また懸案の観光バス駐車場も依水園東の好適地に増設されることになつたことは喜びに堪えない

八、観光客受入態勢の確立

観光資源と施設については述上のとおりであるが、さらに大切なことは観光客に対する受入態勢の問題である。世界の観光国として自他ともに許す、フランス、スイス、イタリア等の例に徴してもあきらかな如く、国民各自が観光をもつて外貨獲得の重要産業なりとして深く認識し、関係者以外の者と雖も理解と認識をもつて来訪者に対し懇遇上万遺漏なきを期すべきものと思う。翻つて本県受入の現状を見たとき遺憾ながら関係者以外のものは全く理解と認識に乏しく、今後本問題を重点的に取り上げて態勢をかためる必要を痛感するものである。これがためには県民に対する観光教育が何より大切である。県下到るところに古文化財を蔵する本県のあり方としては、計画的に学校教育にとり入れ小、中、高校時代に歴史の教科にマッチして現地教育を授け、観光資源に対する知識の普及さらに進んでは来訪者に対する接遇等についても必要な知識を授けることが観光事業の発展促進に対する捷路であることを確信するものである。あえて県当局並びに県教育委員会に対し御一考を煩したい。

（昭和三二、九、一四記）

（奈良交通株式会社々長）

要望

○中小企業経営に対する我等の要望

中小企業対策に必要な重要事項として、各地会議所の意見を取り纒め、このほど日本商工会議所から関係筋へ要望した、二つの事項を左に御披露しましょう。

その一　金融特別対策に関するもの

最近における一連の金融引締政策は、国際収支の悪化に対処するためとられたやむを得ない措置であるが、その実施があまりに急激であったため、下請代金の支払遅延、手形期限の延長、不渡手形の増加等中小企業の経営に重大な影響を与えつつある。

よって、政府においては、この際さきに決定をみた経済総合対策のうち、中小企業金融対策については、金融引締による中小企業への不当なシワ寄せを極力ふせぐため下記事項の実現について特段の考慮を払われるよう要望する次第である。

記

一、中小企業金融公庫及び国民金融公庫に対する資金運用部資金の繰上げ融資を行い、これら金融機関における融資枠を可及的大巾に増大すること。

二、商工組合中央金庫、相互銀行、信用金庫に対する政府指定預金の追加預託の措置を講じ、これら金融機関における資金量を増大すること。

三、日本銀行においては、今後の金融情勢の如何によっては、中小企業向別枠融資の制度を復活し、中小企業向資金の確保の遺憾なきを期すること。

四、商工組合中央金庫に対しては、金融債市中消化の困難の折柄、金融債資金運用部引受をも大巾に増加すること。

五、市中金融機関に対しては、その中小企業向融資の確保に特別の配慮を払うよう指導するとともに、信用保証協会の保証に係る貸付け分については手持の金融債を政府が肩代りするなどの方途を講じ、これら金融機関における中小企業向貸出の確保をはかること。

六、歩積、両建を厳に抑制し、実質金利の負担増大をさけること。

七、地方公共団体においても、この際それぞれ公金余裕金の預託制度を活用し、中小企業向資金の疏通をはかること。

八、親企業の下請企業に対する代金支払が遅延しないよう十分な措置を講ずるとともに、金融機関においては手形割引につき特別の配慮をなすこと。

その二　労働基準法の改正に関するもの

臨時労仂基準法調査会においては、去る五月二十五日「労仂基準法の改正の要否等に関する答申」を労仂大臣に提出し当面同法の改正を行わないというような結論を出しているが、これは同法施行の実態に即しない極めて観念的な見解といわねばならない。

労仂基準法は、その施行以来その間封建的、身分的に陥りやすいわが国労仂関係を打破する上に大きな役割を果すとともに、労仂者保護の効果を多分におさめてきたことは多言を要しないところである。しかしながら、従来同法についてわれわれが最も問題としているのは、同法が労仂条件を一挙に世界的水準以上にまで引上げようと企図しているあまり、企業、特に中小企業の実情に即しないのみでなく、極めて過重な負担を企業におわしめ、守られない法律となっていることである。かかる点からわれわれは、過去数次に亘って関係当局に対し、現行労仂基準法について、企業の実態をはなれた同法の完全実施はわが国経済の正常な拡大、発展を阻害する結果を招くものであることを指摘するとともに、同法の早急な改正を行われるよう要望してきたのである。

しかるに、臨時労仂基準法調査会が、今般その答申において、現行労仂基準法における上記のような問題点を充分認めながらも、今ただちに法の改正は行わず法の施行に伴って摩擦を生ずる諸問題については施行規則その他運用面において所要の改善をする方が適当である旨の見解を明らかにしたことは、われわれの甚だ諒解に苦しむところである。即ち大多数が中小企業であるわが国産業構造の実態よりして守られない現行法をそのままとし、これを運用によって実施してゆくということは、個々の取扱において監督官の手心によって行われることとなりそこには必然的にこれに伴う弊害が跡を絶たないばかりでなく、遵法精神の喪失をもたらす結果となることをおそれるものである。

かかる見地から、われわれは、国会及び政府において今次の臨時労仂基準法調査会の答申に拘らず、わが国産業の実情に適応する同法の改正を速かに行われるよう、ここに重ねて要望するものである。

随想

「六人の下僕」と云う話

宮崎昭

或の日本の会社のA社長が米国へ視察旅行に行きましたその時にかねて自分の会社と深い取引関係にある米国の会社を訪問しまして先方の社長Bさんに面会を致しました。その時の色々の話の中でA社長はB社長に対して「私は日本で貴社より到着するDocument（文書）を拝見していつも感心をしているのですがそれはその文章が実に要領良く非常に簡潔で吾々も大変意味が良くわかり易いのです。ついては此の様な立派な文章を貴方の部下が誰れでも書く能力を養うには何か特別な教育なり訓練法がおありと思いますチョットその方法なり苦心談を私にしていただけないでしょうか？」と質問したのでした。

B社長は笑いながら「私の会社では文書を発送する場合それ迄に六人の秘書が全部目を通すことにしています、それが済まねば一切外部へ発送致しません」と答へました。

Aさんは驚いて「丁度良い機会ですからその六人の賢い秘書さんにお目に掛って帰りたいものです是非御紹介して下さいませんか」と重ねて熱心に依頼をしました。

Bさんはニコニコしながら「では少々お待ち下さい」と自席を立つて応接室を出て行きました暫くしてBさんは一冊の書物を持つて帰つて参りました。

六人の秘書とはこれですよ」とアッケにとられてポカンとしているA社長の手にその書物を手渡すのでした。

良くその書物の標題を見ますと、

Howto Plan (Useof fiuw & OneH)

と書いてありました

計画を立てるには(5WとiHの使い方)

とでも云う様な書物であつたのでした。

B社長は更に語をついで「何事でも計画を立てる時にはこの5WとiHの六要点を忘れずに計画を樹立することが大切で此の六要点をアメリカでは「六人の下僕」と昔から云っています。即ちwhat（何が？）、why(何故？)、where(どこで？)、when(何時？)、who(誰れ？)、How(どんな方法で？)を常に自問し各項目について最善で且つ完璧であることを確める。その様な計画が最も良い計画であり最も立派な計画の立て方であります」と説明したのでありました。A社長もすつかり感心をしてその書物を良い記念として有難く頂戴してB社長と固い握手をかはして別れたのでした。

この寓話は先般能率協会主催のM・T・P訓練に参加してその講義の中にあった例話を引用したのです。吾々が日常業務にたずさわつていますと、こんな問題に行当るものです即ち

(1)重点的な計画は何かと考へる。

(2)他人の計画を見てその完全さを見出す。

(3)自分で何か目的を立てそれを完成する実行計画を立てる。

等々が必ず起つて参ります

私はその都度その問題の5Wや1Hが The fest and complete であるかどうかを自問して見ると案外良い計画が立つたり他人に良い意見を示し得たり、又今最も重点的に立てねばならない計画を発見したり出来る様です。

日本人に完全な計画を立てるには？と質問をしたら日本人は先ず

(1) 緻密な頭脳

(2) 豊富な経験

等々と大変むつかしい言葉で表現し様とするのですが一方アメリカ人はいとも簡単に5WとiHが最善で且つ完全である様にすると平易に答へるのです

日本人の考への中にむつかしい事は大変重要な事でやさしい事はつまらない事だと云う考へが根強い様に思うのですがいかゞでしょう。

この様な考へを少し改めてやさしい事の中にも大変重要な事が多く日常ころんでいると云う事に目を開いて見てはどうかしらと私は考へているのです。（終）

吉川産業株式会社常務取締役

隨想

○七むつかしいということを

失業居士

昔から七面倒くさいとか、七むつかしいとか七ということをよくつかわれます。成る程、これには、わけがあると思いました最近のことを書いて見ましょう。

或る職場で失業保険の被保険者が、離職したので、資格そう失届を五日以内に出すことになつている処から、人事係の人が安定所へ届書用紙を小使さんに貰いにやると、「今用紙が無いから暫く待てとの事でした」、保険料は納付期日を遅れたら、やれ追徴金だ、やれ延滞金だといわれるのに、その保険金を支払うとなると届出が法定の期日より遅れても別に「おとがめ」がない、誠に勝手なはなしです、さて本論に入りますが、十日程たつて電話すると届出用紙が来ているというので、小使さんに貰いにやると「印章が入りますよ」とのことで空しく小使さんは帰つて来た（これで二回行きます）

事業場の印章を持つて行くと「エライ大きな印やなー、あんたの個人判でもよいのに」（それならそれと初めから、いつて呉れたら私の印形もつているので、ストトンストトンと帰らなくてもよかつたのですと小使さんの話）（これで三回足を運ぶ）

小使さんが貰つて帰つた用紙を見ると「離職証明書」を添付することになつている、この証明書はどんなものか安定所へ電話すると、用紙は安定所にある、取りに来なさい、又貰いに行く。（これで四回）

こんどは「離職証明書下付申請書」と称するものを貰つて帰つて来た、そして係の人曰く「この申請書に県の職業安定課の保険料納付証明書か又は保険料納付の領収証を添付して出せとのことである右の書類を鑑べて持参する。（これで五回行く）そうすると賃金台帳を持参せよ（これで六回）漸く離職証明書が下付せられたが尚離職者の確認書（即ち印章を押すこと）を出せ云々、これで失業保険を受領出来ることになつた。

以上丁度七回安定所へ足を運んだことになるそこで「七面倒くさい」とか「七むつかしい」とかいうことが始つたのでもあるまいが、兎に角初めに届出に行つた際に何もかも親切に説明してもらへさへすれば一度か二度で事足つたものであるとつくづく思はせられました。

隨想

止めよう敵と言うことば

一老工員

私は昭和の初めから工員として永年或る工場に仂いているものですが、この頃労仂組合の機関雑誌などによく見受けられる言葉に「敵」とか「闘う」とかいう字句が目につき又集会などでよく耳にします組合幹部が、組合員の士気を高めるためか、何か意識的にいうているのかしりませんが平和愛好を常に口にする人々らしくないと常々思つています、私は敢て、一体何を敵と指すのかと反問したくなります。

会社、工場で仂いて給料を貰い、福利厚生施設は要求によつて充実せられ、退職金制度の確立や無理のない要求を拒絶するようなものは今の経営者には先ず無いとは思はれる、処が途方も無い賃上げや、労仂協約の改訂などの要求で交渉が困難になつて来るとすぐ闘争だ、やれ敵の情勢はどうのと、誠におだやかならん言辞をろうするのが、今の組合幹部ではないでしようか。

戦争しているのではあるまいし、もう少し平和的な言葉でもつて、よく話合うことが出来ないものかと私のような年配者は常日頃思つています、お互労仂者諸君に訴へたいのは専門家の組合幹部に踊らされない様、経営者とよく手を握つて従事している職場とそしてその経営者の繁栄を図ろうではありませんか、それが必ずや我々労仂者に幸福をもたらすものであると信ずるものであります。

隨想

正札販賣是非

商店小僧

日本商工会議所では、昨年全国商店サービス運動を実施したが、本年はその第二回商店サービス運動をせられたが、その目的は(1)正札販売の励行(2)正量販売の励行(3)品質表示の徹底にあつて、まことに結構な企である、(1)(2)(3)ともに、商業者の信用を高める上に於て極めて必要なのは正札販売の励行である、正しい正札をつけて置て、値切られても決して値引しないことにしたいものである値切られて負けるということでは本当の正札とはいえない、偽りの正札である、本当の正札であれば値切つても負けられない筈である。

ところで最初から正札販売で押し通して来ている店はよいが、途中から正札販売に切り換えようとすることはなかなかむづかしいことである。お客様には値切る癖がついている、それであるのに負けないということになれば勝手にしろ君のところばかりが店ではない、と他の同業者大事のお客様を逃がしてしまうことになりたがる、その結果正札販売に切換えた当座は客数も売上高も低下するのが普通である、だから一大決心を以て、正札販売えの切換を行わないと実行が出来ないのである。

ところが一大勇猛心を奮い起して正札販売に切換えるならば、一時は客が減つても、やがで正しい値段であることが消費者から認識され、商品に対しても、店に対しても信用が厚くなり、一度離れた客も帰つてくるし、新らしい客も増えてくるといつた調子で、値切れば負けた時代よりも、却て繁昌するに至るものである。このことは正札販売え切換えた人々の実験談であるから間違いあるまい、一時つらいところを辛棒する覚悟で始めれば必ず成功するものであるこのサービス運動を機会に、それぞれの商店街が正札販売に切換えてもらいたいものである。

トピック

生駒山に有料ドライブウエイが出來る

関西の軽井沢といわれる生駒山にドライブウエイが出来る

▽生駒山＝近畿日本鉄道ではこのほど運輸省と建設省に自動車専用有料道路の申請を行うとともに本格的工事の準備を進めている、このドライブウエイは現在日本道路公団が建設中の生駒山脈を越えて奈良市に至り、阪奈道路（有料自動車道路）の竜間峠、生駒山上の遊園地までの四・五キロ幅一メートルの二車線道路とし、一年後にはアスファルト舗装を行うことになつており、このドライブウエイ完成後近鉄では大阪から直通の観光バスを走らせるほか、夜間観光バスも計画している

この道路は生駒山脈を屋根伝いに走るので、大阪、奈良の府県境が眺められるほか、夜間には大阪市の大規模な夜景を眺めながらドライブ出来るというもの、このドライブウエイ建設に伴い、近鉄では生駒山上の遊園地を大阪市民の庭園にする計画を進めている、道路が完成すると車が増えるために山上のグライダー場を駐車場にする、このほかホテル、野外劇場なども新設されるほか、遊園地、バンガローなどの設備も増やし、名実ともに一大パークにする

これまで自動車で大阪市から生駒山上に行くには奈良市の西大寺に出た上、奈良県側から登るという不便さがあり電車ケーブルを利用しても四〇分以上もかゝつたものが、このドライブウエイが出来ると大阪市から僅か三〇分で登れる、工費は約二億円、近く着工するが、来年四月完成の予定、さらに近鉄では第二期工事として生駒山上から信貴山上まで約七キロの区間のドライブウエイを新設することになつている

俳句

萩くゝる繩みえてゐし二三日　赤坂藤園
秋風や山門つゞき百姓家
裏向の旅籠屋見ゆる寺の秋
踊子の張繩おさえまたぎけり
人波や踊子入りし後より

落文あり遠州の花とこそ　福田南圃
虫鳴いてつぼね塚とて由ありげ
露けさやただ道の辺のただの石
月むしろ野点がまへと思はるる
日当りのもみぢ明りをほのと頬に

鰯雲高く良夜の芒かな　小山草綠
柚を買ふ寂光院の帰り路
八瀬の道橋の上にも籾莚
みゝず鳴く今宵は人を思はしむ
朝寒のコスモスに日の当り來る

香水に我が倖をたのみつゝ　雅子
遠き日の我にかえらず曼珠沙華
星飛ぶや三十路の隅にある感傷
クレーンをこぼれし土や鳥渡る
さわやかに別れし悔のまなうらに

解説

◎税金が輕くなる
資産再評價!!
△特に中小企業法人の方々に!!

終戦この方未曾有のインフレに伴いお金の値打は急激に低くなつた、この結果としてそれ迄に所有している、営業上の設備や機械器具など償却資産の価額が誠に不合理となつて来た、そこで政府は昭和二十五年から三回にわたつて資産の評価替即ち再評価をする法律が出されて大企業は夫々再評価を行つた、ところが、中小企業が再評価を実施したのは非常に少ない状況であつた。

そこでこのたび主として中小企業を対象とした再評価を行う法律が本年五月公布施行せられた、この再評価によつて経理上の不合理を是正し併せて税負担の軽減を図ることとなつた、中小企業の方々はこの際努めて之を行はれます様御奨め致します、因に本稿は中小法人に就て申述べますが、青色申告者の個人の方も之に準じて行い得る様になつています。

ではその大要を述べまして御参考に供しましよう。

△資産の再評價とはどんなことですか、

○資産の再評価というのは、営業用の店舗、工場、機械など資産の帳簿価額を戦後の物価上昇に応じて、評価のしなおしをして引上げることであります。

△なぜこの様なことをするのですか、又評價をすればどんな利益があるのですか。

○営業用のこれ等の資産の内には、戦前から持つているもの、終戦直後買入れたもの、最近買入れたものなどまちまちでありうと思います、従いまして古くから持つているものは、最近買つたものと比較して非常に低い価額になつているでしよう、そこで減価償却をする場合に、古い資産のものは帳簿価額を基礎としますと関係上その償却費も非常に少なく、従つて償却費を差引く迄の利益に変りがないとしても僅少な償却費を差引くだけでは利益が大きく計算せられます、この利益は結局計算上の利益であります、従而これに課税せられることは誠に不合理であつて不利益この上もありませんし又資本の食いつぶしにもなり、又今後古い資産を新しい資産と取り替えるために必要な資金を準備することにも非常に困難になります。

そこで古い資産の価額を再評価して、帳簿価額を最近の物価水準に応じて引上げますと、十分な減価償却をすることが出来ます。

この再評価によつて増額せられた金額(評価益)に対しては一・五%の再評価税を納付することになりますが、一方減価償却費が従来より非常に多額になりますので、損金算入の金額だけ法人税や事業税が少くなり、結局、負担は軽減せられることになります。斯くして経理の合理化と税負担の軽減を図ることが出来るのであります。

△どんな法人が再評價を行うことが出来るのですか。

○今回の中小企業の再評価を行うことができる法人は、中小企業たる法人でありますが、この中小企業というのは、たとえば資本金一、〇〇〇万円以下とか従業員三〇〇人未満とかいうようないわゆる中小企業たる法人をいうのではなく次に掲げる資本充実法の強制再評価対象会社でなかつたもの、および最低限度以上の再評価を行わなかつたすべての法人をいいます。即ち

1、昭和二十九年六月一日において資本金五、〇〇〇万円以上の株式会社(資本充実法の強制再評価対象会社であります)

2、昭和二十九年六月一日において資本金三、〇〇〇万円以上五、〇〇〇万円未満の株式会社で、同日を含む事業年度開始の日において、減価償却資産の再評価の限度額が一億円以上であつた株式会社(一と同様強制評価対象会社であります。)

3、一及び二以外の法人で従来の再評価においてすでに減価償却資産評価の限度額の八〇%以上の再評価を行つた

法人

以上三つに該当する以外の法人であります。

△どんな資産について再評價を行うことができますか。

○今回の再評価を行うことができる資産は、法人税法上減価償却の対象とされている資産、すなわち減価償却資産に限られており、これを有形減価償却資産と無形減価償却資産とに別ります、それは次のとおりであります。

㈠有形減価償却資産

建物および付属設備、機械、運搬具、工具、器具および備品をいいます。

㈡無形減価償却資産

鉱業権、特許権、営業権、実用新案権意匠権、商標権など営業の権利であります、しかし今回の再評価においては土地については再評価できません。

尚再評価を行うための条件として、前記の種類に該当するものであつて、しかも、法人が昭和二十八年一月一日(この日を「基準日」といいます)現在において減価償却資産として所有しており、かつ、その資産を今回の再評価を行う日(これは次に述べる「再評価日」のことであります)においても引き続き減価償却資産として所有している場合に限り再評価を行うことができるのであります。

△再評價はいつ行い、いつまでに申告するのですか。

○再評価は帳簿価額を増額することでありますが、その増額する日は法律に特に定められております。

この特に定められた日を再評価日といいますす。今回の再評価についての再評価日は、各法人の昭和三十二年中に開始する事業年度の期首とされていますが、年二回決算の法人等の事業年度開始の日が昭和三十二年中に二回以上あるときは、そのうちいずれか一方の日を再評価とすることになつております。

この再評価というのは、必ずしも実際に帳簿の付替えを行つて帳簿価額を増額するその日をいうのではなく再評価の計算についてその基礎とした日であります。したがつて事業年度終了後決算作成の日までの間に再評価額等を計算し、帳簿の付替えを行つてよいのであります。

○次に再評価の申告期限でありますが、再評価を行つた場合には、再評価申告書を一定の提出期限までに所轄税務署長に提出しなければなりませんが、その提出期限は再評価日を含む事業年度の法人税の確定申告書の提出期限(事業年度終了後二ヵ月以内)と同時であります。ただし、その再評価日を含む事業年度終了の日が昭和三十三年五月一日以後であるときは、再評価申告書は昭和三十三年六月三十日までに提出しなければなりません。提出期限に提出しないときは、その再評価は無効でありますから再評価申告書は必ず提出期限内に提出するようにして下さい。

△再評價の價額は時價にするのですか。

○いゝえ違います。その資産の実際の時価までできるということではなくて、資産の取得価格にその資産について定められている倍数表の倍数を乗じて算出した金額(この金額を「再評価の限度額」といいます。)までできるのであります。この倍数表は資産の種類に依つて異つています。この表は会議所へ御出下されば御覧に入れます。

○以上説明致しました外に必要な事柄として

1、再評価税及その納税のこと

2、其の後の経理方法のこと

3、資本組入れや、再評価後の減価償却のこと

4、申告書の作成方法のこと

5、その他今迄説明致しました以外の特例及個人企業に対する再評価のことなど詳細なことは税務署か又は会議所の商工相談所へ御出になればよく判ります。

解説 ○素人株式投資の手引

株の価額は、一般の商品と同じく買い手(需要)と売り手(供給)の関係で動く。つまり買い手が売り手より多い場合は株価が上り、逆の場合は下がる、それでは、なぜ買い手が多くなつたり、売り手が多くなつたりするのであろうか。その原因は、なかなか複雑で簡単には言えないが直接には会社の業績の良し悪し、さらに一般的には海外及び国内の政治経済の動きにも影響する。

株価は、このようにいろいろな原因によつて動くから、充分に調査研究した上、「いつ何を買うか、またいつ何を売るか」を決めることが必要である。また毎日、取引のできた株数は、新聞やラジオに発表されているがその多い少いは株価の方向を判断する参考にもなる。即ち、出来高の多いときは、買う人も売る人も多いときであり人気が株式に集つている証拠である。また逆に出来高の少いときは一般の人気が低迷しているときである。大体において出来高の少いときに買つて出来高の多いときに売るのが、一般投資家にとつて適当な投資態度といえよう。しかし、景気の見通しが非常によいときは出来高の多少に拘らず、株式投資に最もよい時代といえる。

以上のような事柄の調査研究には信用のある証券会社を利用すればよいのであるが、理論と実際とは必ずしも一致しないから、儲ける株式投資の方法は、どうすればよいか。筆者創案の合理的な安全投資法をご沿介しよう。

一般の株式投資研究者は、株価が将来上がるか下がるかについて、最大の関心をもちそのために雑誌新聞等によつて株価騰落の厚因になりそうな材料調査に苦心しているようであるが、これだけを頼にして、株式投資で必勝を得んとすること自体に無理があるのである。株価を騰落予想することは、天気の予想とは意味が違つているのである。天気予想の場合は飽までも天候気象の変化を予想するにあるのだが、株価騰落予想の目的はただその騰落を予想するのが目的でなく、その騰落を見越して目的の株式を、安値で買つて高値で売り、あるいは高値で売つて安値で買戻し、その利鞘を儲けるのが真の意図する所であるのだからたとへ安値買いに成功しても、高値売りに失敗すれば、折角の利乗せも水泡に帰し、あるいは逆に欠損売りの悲運に見舞われることもあるのである。これは、誰しも体験のあることと思うのであるが、それでは、どうすれば確実に儲けることが出来るか。それは売買を上手に決行する戦術の問題になつて来る。それだから材料や人気を気にするよりも株価が上下いずれへでも動けば必ず儲けるという戦法を研究することが最も賢明なやり方である。それには潤沢な資金を先ず用意することである。次に毎日売買の多い賢実な、そして配当も確実にあり利廻りも銀行の定期預金利率以上の有利なものを選び、常に最高最低相場の間を活発に一割位の波動があるものを物色し、これを投資の対象とすれば、既に金の成る木の苗を発見したことになるのである。

解説 税金のがれ、うらばなし

我々が納める税金について　法律でもいろ〳〵研究すると、うまく逃れるアノ手コノ手があるものです。

秋の夜長の一と時を利用して読んで下さい、先ず贈与税といきましよう。贈与税というのは、相続税の補完税だそうです、補完とは親から子供が相続する迄に財産を貰う事になると、相続税を納める時機がなく、つまり税金は逃れそうですそこで法律はドッコイそうはさせません、贈与税という名の税金で吸上げます。この税金は毎年二月末限り申告を要します。しかし、贈与額の十万円迄は控除されます、この控除を差引いた残りに対し金額に応じ一割五分から七割までの累進税率で課税されます。例えば

一、三十万円の贈与を受けたとすると十万円を控除したあとの二十万円に対し一割五分、つまり三万円が税金。

二、五十万円とすると四十万円に対し半分が一割五分、半分が二割、つまり七万円が税金。

三、百万円とすると二十一万五千円が税金になり、手取り七十八万五千円で約二割が税金となる。

四、二百万円とすると五十二万円が税金になり、手取り百四十八万円で約二割六分が税金となる。

以上の様な税金を合法的に何とかのがれる方法はないものでしようか。

それには最近こんな話があります。

(その一)　贈与の金を郵便貯金、定期予金、債券などにして置く、そして五年を経過すれば時効となる、その上で、好きな様に処分する。

(その二)　二十万円までの贈与なれば、二つにして二年に分けたら問題はない従つて三十万円なら三年に分るという具合に。

(その三)　銀行と取引があれば、信用とその銀行の予金とを担保にして、贈与を受ける子供名義で金を借りる、そして何かに投資をする、時期を見て贈与したものが借金を返す。

兎に角、或る人は税務署なんて、北海道の熊みたいで「鮭を取る時は一生懸命になるけれど、取つた鮭を肩にかついで帰るときは途中で落しても知らぬ顔して帰つていく」税務署てこんなものさ、という人もいる。

ことのついでに、株式に掛る税金についてふれて見よう、株式には配当課税と、取引税の二つがある、この内取引税は売つた場合万分の十五、つまり売却金十万円入つた場合でも百五十円ですむから大したことはない、所が配当金の場合

は源泉で一割というものがポンと引かれる、そこで、この一割をもつと安くする方法として、毎年三月の確定申告の時に配当収入も正直に記入することである。

そうすると配当収入にかかる税金はどうなるかと云うとこれはその人の所得によつて変つて来るけれども株の税引利廻りを一割引いて考へる必要はない。

それでは、どの程度の所得なら安くなるか、又は高くなるかその一例を挙げると

給与所得者の場合、給与所得が年に七十万円で、配当収入が七万円、合計七十七万円の所得のある方でも、配当にかかる純粋の税金は三・六%でする。また、給与所得が百万円あつて、配当収入が十万円、合計百十万円の方でも、配当に対する正味の税金は九%ですむ。

さて、以上のように、源泉で納めた一〇%の税金よりも、実際に払う税金だ少い場合は、申告すれば返してもらえる。また事業所得者の場合は、確定申告のさい納めすぎ分を差引いて税金を納めるのである。無申告で放置しておくと、一〇%の税金を取られッ放しになるから損をする。

もつとも、この場合に、投資元本の洗い立てを気にする方は、無申告ですませる手もある。

上記と絡んでいえることは、所得の多い方で、正味税率が一〇%を超える場合は無申告の方が得になるということ。

一例をあげると、事業所得の場合で、普通所得が百五十万円、配当収入が十万円、合計して百六十万円の所得がある方は、配当に対する正味税率が一五%だ。したがつて、申告すれば五%の追加納税になるので、申告しないですめば、その方が得になる。

しかし、配当の支払調書というものがある。だから、一銘柄の配当が半期で五千円を越したものはノホンと無申告ですまされない。

そうした意味から、株式を家族の名義に分散して、税金軽減をねらう手段が講じられる。贈与税のところで解説した通り、一年に十万円未満の贈与には、税金がかからない。そこで、昨年十万円、今年十万円の贈与を行つた形で家族名義に株を分散するのである。

だから、税金はコワがるだけが能ではない。税金の仕組を知らずに、よけい税金を払つたり、配当収入を無申告のままで放つておいて、損をする例も尠なくない。

（この稿は本年五月一日発行のダイヤモンド臨時増刊にくわしく掲載されています内から取捨しました、同誌を御覧になるとよくわかります。）

解説　法人と個人と税金はどちらが重いか

近年個人企業から法人経営へ切替えられる向が非常に多く、而かも個人と同じ様な構成内容の法人、いわゆる同族会社が大きな割合を占めているのは各方面から注目を集めています。全国で見て、三十年の統計によると四十一万の法人の内、九〇・六%が同族会社であり、わずか九・四%が非同族と云う状況であります。

そこで如何なる理由でこの様に法人が急増するか、勿論経営経理面の明確性と合理化を図るためのものでありますが、矢張り税務対策の面が相当なウエイトを占めていることは否めないと思われます。

では一体法人と個人とは税負担の面では、どんなになるかここに大蔵省税制第一課で作られた計算例を紹介して皆さんの参考に供することにしましよう。

因に今年度以降においては、この個人的色彩の強い同族会社に対しては、所得計算の面において相当厳重な調査も行われようし、合法的避税傾向を防止する面が打出され、純個人との税負担均衡に何等か手が打たれる動きが察知されるのは留意すべきことゝ思はれます。

法人と個人の税負担比較

大蔵省試算による

仮設例

一、利益金　五〇〇、〇〇〇円

二、所得税、法人税、事業税、道府県民税、市町村民税は、平年度によつている。

三、道府県民税、市町村民税は、東京都の例によつている。

四、給与は次の通り支払われるものとして計算した。

社長　二四〇、〇〇〇円　妻　八〇、〇〇〇円　長男　八〇、〇〇〇円

五、配当は次の割合によりなされるものとした。

社長　五〇%　妻二〇%　長男二〇%　次男五%

三男　五%

六、法人企業に於ては、益金処分の賞与を支出しなかつたものとし、又留保金に対する法人税は、初年度の利益のうち社内に留保された金額が四年間同額留保されたものとし、五年目の留保金額を加えて、一〇〇万円を超える場合に、その超える金額に対し一〇%の税率をもつて計算した。

七、所得税額の算出にあたり、扶養控除は二人として計算した。

法人の税金

法人所得　五〇〇、〇〇〇円－四〇〇、〇〇〇円＝一〇〇、〇〇〇円（給与を差引く）

事業税引所得一〇〇、〇〇〇円÷一、〇八＝九二、五九二円……A

法人税　A×三五%＝三二、四〇七円……B

事業税　A×八%＝七、四〇九円……C

道府県民税　B×五、四%＋六〇〇＝二、三四九円……D

市町村民税　B×八、一%＋二、四〇〇円＝五、〇二四円……E

合計　四七、一六九……一

一、所得の全額を留保した場合

事業税引所得より上記諸税（法人税、道府県民税、市町村民税）を差引いた金額が留保されるものとみなされるが、この留保が五年間で一〇〇万円以内ならば留保課税なし

（社長税金）

給与二四〇、〇〇〇円　基礎控除九〇、〇〇〇円　扶養控除二人　七五、〇〇〇円　勤労控除（二〇%）四八、〇〇〇円

課税所得税　二四〇、〇〇〇円－二一三、〇〇〇円＝二七、〇〇〇円

所得税　二七、〇〇〇円×一〇%＝二、七〇〇円……①

道府県民税　二、七〇〇〇円×八%＋一〇〇円＝三一六円……②

市町村民税　二、七〇〇円×二〇%＋六〇〇円＝一四〇円……③

税金合計　①＋②＋③＝四一五六円……二

（妻の税金）……所得税なし、

均等割の道府県民税と市町村民税一〇〇円＋六〇〇円＝七〇〇円……三

税金総計　一＋二＋三＝五二、〇四五円

二、所得の半額を保留、半額を配当した場合

事業税引所得より事務税を除く、上記諸税を差引いた金額が留保又は配当されるものとみなされる。

九二、五九二円－三九、七八〇円＝五二、八一二円

留保（五〇%）……二六、四〇六円

（社長の税金）

配当（五〇%）……二三、四〇六円

二〇三円

基礎控除　九〇、〇〇〇円

勤労控除　四八、〇〇〇円

課税所得　二五三、二〇三円－二一三、〇〇〇円＝四〇、二〇三円

所得税（配当控除）四〇、二〇三円×一〇%＝四、〇二〇円

配当控除　一三、二〇三円×二〇%＝二、六四〇円

所得税　四、〇二〇円－二、六四〇円＝一、三八〇円……①

道府県民税　一、三八〇円×八%＋一〇〇円＝二一〇円……②

市町村民税　一、三八〇円×二〇%＋六〇〇円＝八七六円……③

税金総計　①＋②＋③＝二、四六六円……ノ二

（妻の税金）なし長男、次男、三男の税金）

各道府県民税一〇〇円と市町村税合計二、一〇〇円……ノ三

ノ三＝五一、七五五円

三、所得の全額配当をした場合

事業税を除く諸税を差引いたものが配当されるとみなすので

配当金額は五二、八一二円

社長（五〇%）……二六、四〇六円

妻（二〇%）……一〇、五六二円

長男（二〇%）……一〇、五六二円

次男（一五%）……二、六四一円

三男（一五%）……二、六四一円

（社長の税金）

社長の所得　二四〇、〇〇〇円＋二六、四〇六円＝二六六、四〇六円

課税所得額　二六六、四〇六円＋二一三、〇〇〇円＝五三、四〇六円

所得税（配当控除前）五〇、〇〇〇円×一〇%＋三、四〇六円×一五%＝五、五一一円

配当控除　二五、四〇六円×二〇%＝五、二八一円

所得税　五、五一一円－五、二八一円＝二三〇円

道府県民税　二三〇円×八%＋一〇〇円＝一一八円

市町村民税　二三〇円×二〇%＋六〇〇円＝六四六円

社長の税金の総額　二三〇円＋一一八円＋六四六円＝九九四円……ノ二

（長男次男三男の税金）長男次男三男とも各均等割の道府県市民町村民税を納める

税金計　二一〇〇円……ノ三

税金総計　一＋ノ二＋ノ三＝五〇、二八三円

個人の税金

利益五〇万円、専従者、妻、長男、二人各八万円扶養者二人

個人事業所得　五〇万円－一六万円＝三四万円

事業税引所得（三四万円－一二万円）÷一、〇六＋一二万円＝三二七、五四七円……A

扶養控除　二人　七五、〇〇〇円　九〇、〇〇〇円

計　一六五、〇〇〇円……B

A－B＝

所得税……　一六二、五四七円

事業税……　二一、八二二円

一二、四五二円

道府県民税……　一、八五〇円

市町村民税……　四、九七六円

計　四一、一六〇円

労務

不当な不当労働行為申立

不当労仂行為事件はよく労仂問題の話題にのぼる。しかし条文が簡単なので、その具体的適用には仲々難しい問題を含んでいる。

七条一号の場合、一応「不利益な取扱」は比較的明確に捉らえられるが「労仂組合の正当な行為をしたこと」との間の因果関係については、たゞ条文には「故をもつて」とあるだけで明確な表現がとられてはいない。

そこで現実の不当労仂行為事件については、事実認定が重要で、相似たケースでも認定の結果によつて不当労仂行為とされる場合と該当なしとされる場合の二様の結論が出されうる。

七条一号の不当労仂行為成立の立証になる要件は「組合の正当な行為」をしたばかりに「不利益な取扱」をうけたという因果関係があり、しかもかかる不利益を蒙らなければならない積極的な理由が他に見当らないというのでなければならない。たとえ被解雇者が組合の有力な幹部であつてもしその者に懲戒解雇に付されても止むを得ぬような所行があつたとすれば、解雇されたとしてもそれを不当労仂行為だと主張することは正当ではない。

ところが組合側は、とかく組合流に眺めて判断し、その者の日常の勤務状態はおろか、組合の正当な行為の範囲内で活動していたかどうかもサッパリ考慮を払わないで、一途に不当労仂行為ありと決めてかかる傾向が多いようだ。

これはある地労委で行われた審査で証人として喚問されたその地区の評議会の一幹部の証言である

「証人は被解雇者が既に三回にわたつて、始末書を会社に出しているような行為をしている事実を御存知ですか」

「知らない」

「証人は、その企業の就業規則の内容は御存知なのでしようね。」

「知らない」

「では何でこの解雇事件を不当労仂行為だと断定されたのですか。」

「解雇が不当であつたからだ」

「解雇が不当であるとは、どのような資料調査に基いて断定されたのですか。証人はそれらのデーターを添えて組織の判断を求められたのですか。」

「会議にはデーターを提出していない。だが何も私だけが不当と断定したのではない。組織の全員が不当と断定したのだ。」

「では証人は被解雇者の就業規則違反行為についてはどうお考えですか。」

「労仂協約がある場合ならばとも角、労仂協約がないならば就業規則は使用者が一方的に定めたものであるから、敢えて守る必要はなし」

ザッと以上のとおりであつた由であるが、この証人の考え方は、労仂組合の行う行為で、いやしくも組織にかけて決定したものであれば、内容の是非善悪にかかわりなしにすべて正当であり、また労仂組合に気に入らないことならばいかなる規範や規則にも拘束されぬとする労仂組合神聖不可侵の思想にとりつかれている結果といえるようだ。

このような独りよがりは、労使関係にとつても、また労仂組合自身にとつても決して良い効果を齎らさない害であるが戦後十余年経た今日でも案外根強く組合内部に浸みこんでいる、この際組合は反省が大いに必要であろうが、そればかりでなく一部の学者先生にも考え直して頂かなくてはならないのではなかろうか。つい先達つての某組合機関紙にも、「違反憲法の悪法は守る必要がないのです法律に違反しないようにすることが憲法を守ることだと考えているようですが、これは間違いで、憲法違反の法律は守つていけないのです。」と組合が勝手に憲法違反の法律だと決めてかかつてその法律だと決めてかかつてその法律を無視して違反行為を強行することを是認するかのように堂々たる迷論を述べている例があつた。

（週間労仂より）

経営

人を使へば苦を使う

▼△…あなたは、かつて、部下にある仕事を命じて、それが自分の思つたとおりに行われず困つたという経験を、きつとお持ちのことでしよう。その際、あなたは自分の命令の与え方が正しかつたかどうか、考えたことがあつたでしようか？人間は感情の動物であるといわれる通り自分の意思を相手に間違いなく全部伝えるということは、なかなかむずかしいことのようです

▼△…ところで職場において仕事を遂行するために部下に命令したことは必らず実行されねばなりませんが、それには監督者と部下の相互間に〝信頼〟と〝理解〟がなければよい結果が得られないことはいうまでもありません。さらに命令を正しく伝え、よく理解させ、その通りに実行されるようにするためにはよい命令の与え方をする必要があります。

▼△…よい命令とは①仕事の計画に従つていること②実行できるものであること③必要なことが順序よくもられていること④まちがえられないこと⑤意欲をかためるものであること、などの諸点に注意が払われたものをいい、それが文書または口頭によつて伝えられるわけ…以下両方の場合の要点を述べてみましよう。

▼△…文書の場合＝内容をまちがえないように表わす、はつきりした文字で書く順序よく書く、できるだけ箇条書きにする、要点をはつきり示す、相手の身になつて読みなおしてみる。

口頭の場合＝はつきり話す、要点を強調する、多くの内容を一度にいわない、必要があればやつてみせる、復唱させる、騒がしいところはなるべくさける。

▼△…また、職長としては、口頭で与える命令がもつとも多い命令の与え方ですが、この場合相手の目を注視し、親しみを表わすように心掛けるべきで、どんな緊急のとき、重大な場合でも落着いて命令し、相手の立場を考え決していばつたり、押えつけたりしないといつた心構えが大切です。

経営

五つ珠のそろばん

昔の五ツ珠のソロバンを使いつけた人は四ツ珠のソロバンを使うと、理屈では少しも変つたところはないのだとわかつていても、どうも勝手が違つてあやまりが多くてこまるとこぼす。

あつてもなくても変らぬ一段の珠にでもこのように永い間に培かわれた習慣とか、それによつて得たカンにはこれだけの変調をきたすものなのであるから急に新らしい機械で仕事をしなければならなくなつた熟練工とか、新らしい様式で事務をとらなければならなくなつた事務員などは勝手が違つて思うように仕事がはかどらないため、仕事のやり方を変えたがらず、いろいろの不平不満やトラブルの原因となることが多いのはよくみるがそれによくにたものでこんな例があつた。

ある工場に工場長として赴任した人が工員の機械の取扱い法をみて驚いたことには、全工員のうち正しい機械の取扱をしているのはほんの五、六人で他の工員はみな自分勝手な方法で機械を操作している。このため不良品の出る数が多く、また機械の故障が多い。こんなことではと、部下の職長を集め注意させたが、ほとんど効果がない。そこで彼は工員をじかに呼んでいろいろと尋ねると驚ろいたことに誰も正しい機械の操作法は知つている。

ではなぜ正しい私の方法によらないのかというと、ある者は「私の方法でも製品ができないわけではないのだから、いまさら手数のかかる正式な方法による必要はない」とか、またある者は「前の工場長はこの方法でも能率があがれば何もいいませんでしたよ」などといつて文句をいう始末にとうとうこの問題をなげてしまつたが、工場長補佐のA氏は工員達が自己弁護で精一杯なのを見抜き、この機会に何とかこの問題を解決してしまおうと職長を集め、〝出来高を減らさず、不良品を少なくし同時に機械の故障を少なくする研究をしてくれ〟と依頼し、機械技術者を本社からきてもらつて研究会を作らした。

こうして結論を出させると、やはり機械の正しい操作の必要があるとなつたので、職長を通じ、〝いままでの指導法がうまくなかつたのは監督者の責任だからこんごは正しい操作を行うようにしてくれと部下の工員に頼ませた。こうしてわずか四、五日で彼はこの問題を解決したのである。

このように〝自分の業務方法〟になれてしまつた従業員はその方法を訂正させようとしても、それを〝自分が人間的に批難されている〟というように思い込んで、自己弁護に腐心したり、反抗的態度を示しやすいものだから、仕事の矯正をするときはいままでその従業員のやつていた方法は本人の責任でなく、他の原因でそうなつていたのだと感じさせるようにしてやれば簡単に矯正を受けいれるものなのである。この心理を心得ていると他の扱いにくい部下の取扱いにも応用できる部面も少なくない。

経営

◎一般小賣店で出来る「良い店員を集める方法の例」

優秀な店員がなぜ集まらないか、という悩みは各地で共通した問題である。その障害の一つは大企業に比べて安定しない。社会的な保障がない。というようなことで店員の腰を落着かせない。甚だしいのになると店に迷惑を掛けてやめてゆくというような結果になつている。こうした弊害を防ぐとともに店員に将来への希望を持たせようと、店員に対する退職金制度が各地で課題となつており、商店街団体などで一斉に実施しているところもあるが、これは一洋品店で出来る範囲内で実施している例である。

この店は東京のH洋品店、創業は大正四年と古いが、店舗廿坪弱、年商二千万円程度のどこにもあるような店である。店員は女子店員三名、ほかに家族三人で計六人、ここで三人の女子店員に将来嫁入りの時まで落着いて仂いて貰えるようにと、いうのでこの退職金制度をとり上げた。その方法は入店して半年間は見習期間として初任給二千二百円(住込)と決めてそれだけ、半年後から本人の月給から五百円、それと同額を店主が出してこれを積立てる。これが一年間、その後つまり入店して一年半後からは本人、主人とも積立額が千円になる。満三年後にはじめて主人側の積立金を本人の名義に移す。これ以前に退職した場合には本人積立て分だけしか渡さない。これは少くとも三年間は仂いて貰うという一つの長期契約をしたことにもなるわけだ。

三年後の退職金額は別表でわかる通り四万八千円、利子を含めると五万円強となる。しかし三年目というのはちうど仕事に経験も積んで来たところであり更に勤務をして貰いたいことは当然である。そこで以後は一年づつの区切りとして積立額も本人千五百円、店主も千五百円、年間三万六千円づつが増加するわけ。これも一年未満で退職した場合には店主側の分は支払われない。こうして入店満五年後には十二万円、利子を含めると十三万円余、六年目では十五万六千円、利子込み約十七万円の退職金で嫁入り資金ぐらいは十分出来る計算になる。もちろんこの間に給与は昇給しているから手取り額は漸増しているし一番最初、すなわち半年後でも二千円の小遣いがあるわけだ。ただ給料を渡す時は全額を渡すこと、その中から貯金の分を貰うようにすることに利用することも忘れてはならない。

といつている。

とにかく出来る範囲から実行することによつて小売店店員の質の向上への一つの裏付けが出来るというものであろう。

(繊維小売新聞より)

五洋品店退職金表

勤続年数	年令(中卒)	給与(住込)	内本人積立	主人積立	退職金額(利子含まず)
〇年	一五	二、二〇〇	—	—	
一年	一六	三、〇〇〇	五〇〇	五〇〇	店員 二四、〇〇〇
二年	一七	三、五〇〇	〃	〃	店主 二四、〇〇〇
三年	一八	四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四八、〇〇〇
四年	一九	四、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	店主 一八、〇〇〇 店員 一八、〇〇〇
五年	二〇	五、〇〇〇	〃	〃	八四、〇〇〇
五、五年	〃	〃	〃	〃	一二〇、〇〇〇
六年	二一	五、五〇〇	〃	〃	一五六、〇〇〇

勞務

労務管理他山の石!!

姿を消した労働争議

◇……最近東京都内各地区の中小企業には労政事務所を仲立ちとして労使間の安定を目標に、自主的に労使問題研究の機……◇

◇……会をもち、あるいはこれを組織化していこうとする機運が芽生えている。とくにこうした動きのなかで一昨年……◇

◇……ごろから、労務管理上の問題に多かつたハイヤー・タクシー業者が労務管理に対する関心を持ちはじめ、同業……◇

◇……者のみの労務研究会を持つて各社が頭を痛めている共通の問題をともに研究しようという試みが行われている……◇

◇……ので三つの労務研究会の内容を紹介することにしませう。

現在、中小企業としてはハイヤー・タクシー業者の交通労務研究会を含む十五の労務管理研究会がそれぞれ所管の労政事務所に事務所を設けて独自の研究活動を行つているのがあります、東京都労仂局では「中小企業といえども労仂問題に対する認識と理解をないがしろにしては経営の健全化は不可能だ。国際収支の悪化から金融引締め、デフレ傾向が伝えられ、中小企業には金づまりのかたちで襲いかかつてくるが、それは労使の紛糾となつて荒れることが考えられよう。こういつた場合、労使がガッチリと手を組んでいくことが不況の波から身を守る〃とりで〃になるのであり、そのためには経営者の頭の切換えが必要だ」としてこのような中小企業経営者の労務研究熱を歓迎している。東京都地方労仂委員会がまとめた「中小企業における労仂争議の実態とその問題点によると、昭和二十九年から三十一年までの三年間に取扱つた労仂争議三二五件のうち、ハイヤー、タクシーなどの運輸交通関係が二十八件という数字が出ているが、これから紹介する三つのハイタク労務研究会のある地区では一件の争議も発生しておらず各労政事務所では研究会の大きな成果だと認めている。

労働者の氣持で
重役たちの研究みのる

◇東部交通労務研究会(代表幹事浅岡長之助=実用タクシー専務)

都内における業種別労務研究会の第一番目として三十年十一月に江東、黒田、江戸川、葛飾の四区のハイタク業社五十数社で発足、現在の会員は三十二社である。発足当時地区では房総自動車の争議をキッカケとして各社で労組結成の動きが活発になつて来た。

一部の進歩的な経営者の間には労組結成の機運に対応して経営者の頭の切り換えが必要だ、また労使関係をよくするには労務管理の研究が大切ではないかとの意見もあり「労務管理の実務勉強をしたらどうか」との亀戸労政事務所の呼びかけに応じ研究会の結成をみたものである。以来同会では毎月一回例会を開いて労使関係の安定化を目標に相互研究を行つて来がた、例会のテーマをあげてみると「運転者に対する賃金、賞与」「退職金規定」「二交代制」「エントツ、交通事故に対する措置」「就業規則」などがあり、いずれも経営の近代化にはなくてはならぬもの。七月には仮眠室、食堂などの福利厚生施設の対策について話合つたが、今月のテーマとしては掲示板の利用提案制度などの社内広報活動を中心に研究するという。

このように最近では各社の当面した身近かな問題がとりあげられ実例を持ち寄つて研究するので、出席して話をきくだけでも勉強になると喜んでいる経営者が多い。また、研究会が設けられてからは同地区におけるハイタク業界の争議は一つもなくなり、労務管理の改善を実施して成果をあげている会社が多くなつた。

たとえば太洋自動車(墨田区向島三)では本社の労務担当者が各営業所を順次巡回するパトロール制を実施、運転者はじめ従業員たちの不平不満をきき、経営の方策に役立せている。これは一種の苦情処理制度とも考えられ、また提案制度も行われている。

経営 ◎マーケッテング問答

△**先生　マーケッテングと言う事を近頃よくききますが私まだ食つたことがないんですが、うまいものですか**

○あれは食うもんぢやないよ、戦後は、アチヤラの、言葉が随分多いので、よく間違えられるが、あれはアメリカで起つた事なんだよ。

△**一体どんな事ですか**

○アメリカで起つたマーケッテングとは一九二九年の大恐慌がきつかけで起つたものなんだ、当時アメリカ大衆の生活が非常に低下したわけだが、大衆はどうしたら少しでも暮しが楽になるだろうかを真剣に考えたわけだ。その結果その為には、優良品を安く入手する事が先ず第一だと言う事になつて、商工業者に対して商品が生産者の手から、家庭に来る迄の、いわゆる流通段階に於けるムダを徹底的にはぶく事を要求した、この世論に従つて、商工業者が生産と流通過程の徹底的合理化に努めたのが、マーケッテングの起りであり、消費者本位の考え方なんだ。

△**生産と流通過程の**徹底的合理化と言われてもピンと来ないが、それは商業の事ではないのですか。

○そう言うわけだ、然し在来の商業というものとは、大分違うんだ、丁度能率増進と、生産性向上、機械化とオートメーション、広告宣伝とPRが大いに違うようにね。

△**そうですね**、どう違うのですか。

○商業といつても色々な形があるわけだ。商業とは工業者から商品を仕入れ是を消費者に販売する事を業とすると言う事だろう　ところでこれまでだつて、商業者は勿論、消費者の好みを考え、また優良品を適当な時に安く仕入れて、これを上手に売る事を考えたわけだ、マーケッテングと言うのは、これらすべての経済活動を科学的総合的に研究するという考えなんだ。

△**もう少し詳**しく説明して下さい。

○マーケッテングと言うのは、普通三つの部門に分けられる、市場調査（マーケット・リサーチ）商品計画（マーチャンダンシング）と販売促進（セールスプロモーション）の三つだ。

△**其の三部門**について簡単に説明して下さい。

○まず市場調査というのは「消費者は何を求めているか」を調査する事で、これがマーケッチング第一課だ、消費者が何を求め、其の商品がどれ位売れるかと言う事を、人口、産業、雇用、所得、貯蓄、等の諸統計、其他事業外及び事業内の諸統計や調査資料で、科学的総合的に調べる事を言うんだ、マーケッテングの第二課は商品計画だ、これは市場調査を基礎にして、工業者の場合ならば、いつどんな製品をどれだけつくり、商業者の場合ならば、いつどんな製品をどれだけ仕入れるか等を計画し之を実行する事だ、これだつて従来ともやつていないことはないわけだ。

マーケッティングの第三課は販売促進だ、是は広告、宣伝、其他のPRを行うとか、応待に気をつけるとか、正札販売を励行するとか、月賦制度を採用するとか、色々な方法で積極的に商品を売り捌くことをいうんだ。

△**そうですか**、大分わかりました、今迄も、日本の商工業者が全くやつていなかつた事ではなかつたんですな。

○そうだ、さつきもいつたが勿論やつていた事だ、ただ日本人の生活態度には従来万事について、腹でいくとか勘でいくとかいう事が割合に多かつた事等から、商工業の経営について、そんな傾向が多かつたんだと思う。

△**成程**

○ところで今迄話した事は、マーケッティグの内容なんだが、マーケッティングの性格を見落してはいけないんだ。

△**どんな事ですか**、マーケッティングの性格というのは。

○「マーケッティングの本質は、消費者の明日の必要をつくり、これを満たすにある」、といわれている、消費者本位の考え方と、積極販売という事が、マーケッティングの本質とされているんだ、つまり、工業者本位、商業者本位のやり方でなく、商業者も、工業者もお客の求めるものは何かをよく調べてこれを作り、積極的に広告、宣伝、其の他の方法でこれを売りこむと言う様なやり方でなければいけないというわけなんだ。

△「**消費者の明日の必要を作ると**」言うのはどんな意味ですか。

○商業者が消費者の都合のよい品を自分で考え出して、これを売り込むと言う事なんだ、需要の創造と言う事があるが、その現れの一つだね。

△**成程分りました**。これからの商業者は須くこのマーケッテング方式でなければならないというわけですね、ありがとう。

経営 きれいな言葉の練習方法

店先でお客様と応対するとき、きれいな発言をすることは、どんなに相手に好感を与えることでしよう。ラジオのアナウンサーは、あれほどなめらかに標準語が話せても、なお毎朝発音の基本練習〝口の体操〟というのを行つています。まして私たちは余程真剣に練習しないと、きれいな標準語は話せないわけです。

きれいな発言は口の開き方、舌の運び方、動かし方、呼吸のとり方などのすべての要素がうまく結合されて初めて出るものです。私達はアナウンサーになるわけではありませんから、毎朝〝口の体操〟をする必要はないでしようが、下掲の発音練習を毎朝五分間くらいしばらく練習すると発音は見ちがえるほど美しくなります。

最初はなかなかうまく発音できませんが、少しなれてくるとスピードも出てきます。ただ速いだけでは効果はありませんから、はじめはゆつくりと正確、明瞭さを保つ範囲で次第に速くしていきます。スピードを増すと発音しにくい行（ぎよう）自分の不得意の行が、はつきりしてきますから特にその行に注意して練習します。

オコソトノホモヨロウヲ
アカサタナハマヤラワ
オコソトノホモヨロウオ
エケセテネヘメレウエ
エケセテネヘメレウエ
ウクスツヌフムユルウ
イキシチニヒミイリウイ
エケセテネヘメエレウエ
アカサタナハマヤラワ

〔註〕音声学的五十音ではないが口の運動としてこれがよい、傍線のところを高くアクセントをつけてやれば調子よく発音できます

もの知り手帳

◎手形を受取るときの心得

手形取引は益々増加する傾向にありますが、その割合に手形に関する知識が無い商工業者の方が居られます、これに就いて、東京商工指導所の渡辺相談部長は左の様に注意して居られます（日経連タイムスより転載）

手形によつて代金の支払を受けるときにはできるだけの注意を払わないと、不測の損失をこうむつて、金繰りが苦しくなることが往々にしてあります。もちろん手形が期日に決済されるかどうかは、支払人の信用状態によることですから、これを調査しなければならないことはいうまでもありません。また万一事故が起つたならば、すみやかに法律的の処置を講ずることが、必要です。しかし日常手形の授受に際して（とくに回り手形を受取るような場合には）つぎのような諸点に注意を払うことによつても、そういう事故をあるていどは未然に防ぐことができるでしよう。

① 手形は要式証券であるから形式的に欠陥がないかということ。

手形に記載しなければならない要件は、法律できめられていますが、一般に印刷した用紙がもちいられますから、印刷箇所がもれなく記入されているか、記名や訂正箇所には捺印があるか否かを確かめることがかんじんです。とくに裏書が連続しているかどうかに注意すること。

② 振出人の信用状態を確かめること。

これはいうまでもないことです。もしどうしてもその信用状態がつかめないときには、確実な人に裏書させることも、その手形の信用度を高めることになります。

③ 商業手形か融通手形かの判別。

裏書人から手形を受取るようなときには、その手形が確実な商取引にもとずいて発行されたものかどうかを確かめる必要があります。金融のために振出された手形を受取ることは絶対にさけなければなりません。

④ 金融機関に照会すること。

支払場所として記載されている金融機関に振出人がはたして当座預金口座をもつているかについて確かめ、かたがた信用状態についての見当をつけることが必要です、こちらの取引銀行を通じて調べてもらうと便宜です。

⑤ 支払期日前に通知すること

支払期日前にその取立を銀行に依頼しておくことが必要ですが、さらに支払人に対してあらかじめ通告しておくことが期日に円滑に決済させる上に役立ちます。為替手形の場合には、受取つたらすみやかに宛名人（支払人）に呈示して、支払についての引受けをさせなければなりません。

とにかく、手形の授受についてはそうとう慎重な態度でのぞんでいるということを、相手方にも知らせておくことが大切です。

物知り手帳

知らぬと損をする「時効早わかり」

一、六カ月で時効にかかるもの

△領収書に貼付する印紙税。

△約束手形や為替手形の裏書人に対する償還請求権

△小切手所持人の振出人や裏書その他の小切手上の債務者に対する請求権など。

二、一年で時効にかかるもの

△温泉旅館やホテル、待合の宿泊料。バーやキャバレー、料理屋、飲食店などの飲食費。ダンサーや芸者の花代、俳優や踊子その他あらゆる芸人の謝礼金など。

△大工や左官その他の出職人の手間賃、タクシーやハイヤーなどの乗車代金。

△約束手形の所持人から裏書人に対する請求権。為替手形の所持人から裏書人や振出人に対する請求権。

△汽車や汽船の荷物の輸送料など。

三、二年で時効にかかるもの

△製造加工業者の売却代金、農家生産物の売却代金。農水産加工業者の生産加工物品の売却代金。卸売商人（問屋は五年）や小売商人の商品の売却代金。

△洋服屋、靴屋、製本屋その他の居職人や、折箱、袋物の製造人の仕事に関する代金の手間賃。

△寄宿舎の寄宿料、下宿屋の下宿料。

△生花、お茶、裁縫、三味線、ピアノ、ダンス等の謝礼金、算盤、タイプ、書道等の月謝など。

△弁護士の弁護料や証人、執行吏の手数料など。

△労働基準法の適用のある労働者使用人の給料、手当、退職金その他使用主に対する一切の請求権など。

投資欄

これからの株式相場はどう動くか

最近の株式相場は三十年七月東証ダウ三五〇円台からスタートし、三十二年五月四日東証ダウ五九五円を示すまで、約二カ年近くに亘り相場の大勢は上昇線を示した。その根本原因は金融緩和である。三十年に入り輸出が伸び、国際収支が黒字になつた結果、外為特別会計の散超が起り、三十年下半期から金融が緩みだした。そのうえ三十年秋には米の豊作から食糧管理特別会計からの散超すら加わり一段と金融は緩んできた。金融緩慢化という根がはえると、その根から相場を上げる二本の幹が伸びてきた。一本の幹は金融相場であり、もう一本の幹は業績相場である。つまり金融が緩めば、金利の低下が起り、金利低下に見合つて低い利回りまで株価を高く買い上げるという金融相場が生ずる。また金融の緩みから設備投資が活発になれば、全体として景気は上昇し、企業の利潤も増加し業績相場が生ずる。

ところで三十年下半期から景気上昇が続いているうち、三十一年の下半期には企業家の設備投資が過熱し、機械、鉄鋼原料等の輸入が急増し、国際収支は赤字になり、手持外貨が減少してきた。この手持外貨の減少を食い止めるために、五月から金融引締め方向に転じ、しかもこの金融引締め態勢は一年余に亘つて続きそうである。そうなると株式相場の基調も五月を転期に上昇から下降に転せざるを得ない。というのは金融が引締るにつれ、金融相場と業績相場の逆運動が起るからである。つまり金融が引締つてくれば、金利は上り、それに見合つて株の利回りは上らなければならず、逆に株価水準は下らなければならぬからである。また金が詰つてくれば、やがて設備投資が不活発になり、全体として景気は下降し企業利潤は低下し業績相場の逆運動が起るからである。

では株式相場の基調が五月を転期にして、下降に転じたとして、今後どういう下落の足どりを示すか、そしていつ大底をつくであろうか。

下落の足どりは三段下げを示し、八、九月頃大底をつくのではなかろうか。

右判断の参考になるのは、二十八年十月から翌二十九年三月に大底をつくまでの株式相場の下げである。というのはあまりに今回と条件が似ているからである。二十八年の時も既に上半期は国際収支は赤字が続き、そのうえ七月末に朝鮮休戦が成立し、朝鮮特需減少から一段と国際収支は赤字になることが予想された。従つて当然金融引締め政策に転ぜざるを得ない運命にあつた。そのことは今年一―三月頃の情勢と同じである。にもかかわらず吉田内閣は七月の臨時国会で年間千四百億円の散超予算、つまり積極予算を組んだ。このことも今年一月石橋内閣が積極予算を組み、これを受継いだ岸内閣が三月に予算を成立させたに等しい。そのため二十八年七―九月は積極財政から景気の上昇することを予想、株式相場は三カ月間に東証ダウで一一〇円も大幅に上つている。このことも今年の一月から五月四日までの上げに似ている。

ところが二十八年の時は八月、九月に

アメリカから警告を受け、国際収支改善のため金融引締めに踏み切ることを決意したのが九月中旬、そして十月一日から金融引締めが実施された。そのため最初十月に相場は三〇円幅下げた。それでも十月には金融引締めは短期に終るとの見方が強かつたし、かつ積極財政を期待し、景気は本格的に下るとは考えなかつたので、同月中に二十円戻した。その点もやや今年の五月における一段目の下げに似ている。五九五円から五一〇円台まで大幅に下げたが、とにかく五月中は金融引締めは短期決戦であり、積極財政の支援があるため、相場は中だるみ相場程度に終ると考え小戻しすらした。

次に二十八年の時は翌十一月に二段目の下げが起つた。というのは、人々は金融引締めは短期で終ると思つていたのに当時の日銀総裁一万田氏は長期間金融引締めは続くと声明したため、これを嫌気さしたからである。下げ幅は三五円であるが、まだ積極財政への期待が強かつたため、同月中に二〇円戻した。今度も五月中は金融引締めの短期決戦論が強かつたが、五月の国際収支が一段と悪かつたのに驚き、六月に入ると長期決戦論が強くなり、場合により七月から長期金利が引上げられるので、右材料は五月相場に織込み済みとはいいながら、実施されれば、いまさらの如く二段目の押しが起るであろう。それでも七月には岸帰国、訪米やげ、岸新政策の強気人気材料と内閣改造に伴う池田蔵相の更迭という弱材料とが絡み合いながら、多少の戻しはあろう。

二十八年の時は翌十二月に金融引締め政策に並んで緊縮財政政策がとられることになり、最後の頼みの綱が切れ、十二月下旬に六〇円の大幅の下げが起り、それで下げ止まらず、翌年一―三月にさらにもう五〇円下げ、ようやく三月に大底をつけた。丁度二十八年十月の四五〇円から下げはじめ、二十九年三月に三一〇円で下げ止まり合計一四〇円幅下げたことが三段目の下げであつた。今度は八、九月頃緊縮財政の線が出で、もう一段下げるであろう。だが二十八年の時のように、積極財政から極端に緊縮財政に切替えられることはないから、当時ほど鋭い三段目の下げはやるまい。だがそれにしても三段の下げの合計は一〇〇円から一五〇円の間であり、従つて五九五円から下げたのであるから、五〇〇円から四五〇円の間が大底になろう。そしてこの大底は八、九月頃に出るのであろう。

次に二十九年三月に大底をつけた後、景気大勢が下降にあつたため、翌三十年の三月頃まで底値鍛錬期が続き、四―六月に回復の徴候がみえ、七月から明らかに上昇に転じた。今度も恐らく八、九月頃相場は大底をつけても、秋から明年上半期中は景気下降が続くから、底値鍛錬期が続くであろう。そして明年下半期を転期に相場は上昇線に転じはじめよう。

最後に注意すべきは、景気の短期波動を貰いて長期波動はまだこれから五年や十年は上昇波動にある以上、株式相場の長期波動も上昇線を示すであろう。従つてこの長期波動に絡んで出る相場の一つ一つの短期波動は、前の波動よりも後の波動の方が高値も高いし、底値も高い。たとえば二十八年の時の高値は二月の四七〇円乃至九月の四五〇円であるが、三十二年の高値は五九〇円台であり、また底値は前者が三一〇円なのに対し、今度は恐らく五〇〇円から四五〇円の間であろう。そして次の短期波動の高値は今度五九〇円を上回り、六〇〇円乃至七〇〇円台を示すのではなかろうか。だから短期相場は休養期に入つたが、長期相場は依然強いとみるべきであろう。

（この稿は日本経済復興協会武村先生（経済評論家）の「三十二年下半期景気見通し」から抜萃）

ものの知り手帳

正しい敬語の使い方

平素私達が使つている言語で、何気なく使いながら妙な間違いをやつている言葉が実に多い。中でも敬語の使い方の間違いが特に耳につく、電話で

「御主人いらつしやいますか？」と問い合せると不在の場合八分までが「おでかけになつておりますが……。」との回答がある。又、上司や同僚の場合でも、「〇〇さんは〇〇へおでかけになつております。（出張されて）」等の言葉を耳にする。訪問した場合も同様である。この場合正しい敬語の使い方は、

「〇〇へ出かけておりますが……」「〇〇は〇〇へ行きました。（出張しております）」等と答えるべきで外部のものの問に対して、内部の上司や同僚に尊称や敬語は用いるべきではない

或る人の話に

Ⅱ私は入社試験の時にはいつも「お父さんは御健在ですか？」「お母さんは云々」と聞く。相手が「お蔭さまでお父さんは云々」「お母さんは云々」と答えるとはねる事にしている。Ⅱとの事であつた。この場合必ず

「父は」「母は」と答えるべきである。

このような事はすでに小学校で習つているはずであるが、平素から心掛けておかないと往々にして間違い失笑を買う場合があるから常々の言葉使いに気をつけておくべきである。

トピックス

来年度の中小企業対策

中小融資資金を倍増　信用保険事業團を新設

通産省で大綱決定

通産省では通産新政策の一環に中小企業対策を大きくとりあげているが、このほどその大綱と来年度のそれにともなう予算措置を決めた。これにもとづいて、こんご自民党政調会ならびに大蔵省と折衝し、岸内閣の新政策におりこみたい意向である。同対策の基本線は㈠中小企業信用保険事業団を新設する。㈡中小企業の技術向上と設置近代化をはかる、などである。これに要する新規予算として信用保険事業団に二百億円を見込んでいるほか、中小企業対策費として二十九億円と三十二年度の三倍強となっている。同省の中小企業対策の構想と予算要求は大体次のとおりである。

一、中小企業の金融対策として三十三年度は中小企業金融公庫の資金運用部資金からの借入れを四百億にする（三十二年度は二百億円）商工中金債の運用部引受けを八十億円とする（本年度六十五億円）

一、中小企業の設備近代化を促進する。これは従来補助金、特別償却制で実施していたが、とくに中小企業振興資金助成法の補助金をふやす。予算は八億六千万円を見込む。

一、同時に中小企業の技術振興につとめる。このため各府県にある公営の試験研究機関を整備する。予算は二億五千万円を見込む。また中小企業関係の技術者の技術教育のため中小企業関係の教育機関を助成する。予算は一億五千万円とする。

一、中小企業信用保険事業団を新設する。これはいままで国でやっていた信用保険業務を事業団で実施するとともに、国が信用保証協会に低利融資していたのを事業団がやるように改める。このほか商工中金への預託業務も考えている。同事業団の予算としては国庫剰余金から約二百億円を要求する予定である。

尚三十三年度予算の概算要求額を三一三七、〇〇〇千円と決定した。

新政策の重点は①輸出振興対策の確立②国際競争力の維持のため長期エネルギーの需要安定産業立地条件の整備③産業技術の振興④中小企業組織の強化と経営の安定などにおかれている。

中小企業対策関係をみると総額一、八一二、〇〇〇千円に対し要求額は二、二九四、〇〇〇千円と約二倍弱となっている（財政投融資額は除く）

この要求額のうち、とくに新中小企業振興策としては、輸出振興（本年度三六〇〇六千円要求額一七七、四一五千円）と中小企業の技術指導の強化など（本年度〇、要求額四三九、四九一千円）に重点がおかれているようである。

まず第一に挙げられるものは中小企業の技術指導の強化で、これは輸出振興を目途として、中小企業の比重の高い輸出産業について、とくに国が三カ年計画により技術指導の題目を指定し、この特定題目について技術指導を重点的に行うことである。

このため地方公共団体に設置された公設試験研究機関の中小企業技術指導にもつとも適格と認められるもの数カ所を選定し、必要設備を整備し、専任指導員を配置するなどの措置を構じるため、約一八〇、〇〇〇千円の予算を要求する。

また一方中小企業の就業者の質的向上を図るため、中小企業者の技術再教育機関を東京、大阪、名古屋に新設することとしそれに必要な経費を約二五九、〇〇〇千円要求する。

中小企業輸出振興対策としては従来の

中小企業輸出振興試作奨励費補助金（三二年度一五、〇〇〇千円、三二年度要求額七六、三五〇千円）中小企業輸出振興技術研究費補助、および普及費（三二年度一四、二〇〇千円、三三年度要求額五六、六三六千円）および輸出向特産品発掘事業費など（三二年度六、八〇六千円三三年度要求額一三、九五千円）は増額要求するのはもちろんであるが、新たに中小企業貿易相談所整備拡充費補助金として二四、三〇五千円日本国見本市参加展示費六、一六七千円などを要求する。

その他新掲要求として中小企業経営動態調査費（二〇、八四二千円）小売商業組織など実態調査費（二、〇八三千円）中小企業団体組織法施行に要する都道府県に対する補助金（一八、一六七千円）中小企業相談所資料費（三、〇四八千円）および中小企業相談所職員養成講習会費（八五八千円）などを要求する。

◎忙しい街の金融業者

「日歩二十銭を越すものさへある」

この春以来の金融引締めにつれて銀行から締め出された二、三流の商社、メーカーなどのなかには貸金業者から急場の資金を借りる傾向が出て、最近では一流商社までが、多額の資金を「街の金融市場」で調達している。

このため街の金融市場も大繁忙を極め、手形の割引金利は一流会社が振り出したもので日歩八銭から十銭という高金利を呼んでいる。

貸金業者に持込まれる手形の大部分は実質上融通手形なので貸出が焦付いた場合の混乱が問題視されている。

街の金融市場が繁忙に転じたのは七月中旬ごろからで近ごろでは一件五百万円から一千万円程度のものが増加してきた。また手形振出人の業態からみると、事業会社関係では二、三流の商社、問屋が中心で、メーカー関係がこれに次いでいるが、なかには

A社のような一流商社が振出した額面四千五百万円もの商業手形が持込まれた例も最近起きている。又このほかB社が額面三千二百万円の手形割引を頼みこんだ事も明らかにされており、貸金業者の貸出額はこのところ急増し、多いところでは一軒で月二億円前後になる事があるという。

手形の割引金利は一流会社の手形で日歩八銭から十銭で、二、三流の会社が振出したものでは日歩二十銭（月六分程度）の金利がついたことさえある。さらに担保付となつている事が多く、一流株式を委任状付きで取つた上日歩十銭の金利で一流手形を割引いた例などが出ている。

街の金融が七月中旬以来このように繁忙してきたのは、

1、市中銀行の貸出抑制が本格化し、一流商社でも手形の割引を断られるようになつている。

2、金詰りで手形期限が長くなり、当面の資金繰りに追われ始めた。

3、売掛金の未収分が増えた結果支払いの方に穴があいてきたなどの事情によるもので、街の金融市場は一段と忙しくなるだろうといつている。

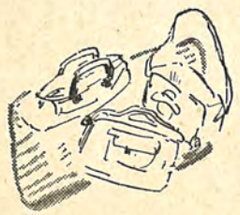
また貸金業者に持込まれる手形のうち大部分は単名の商業手形を装つた融通手形で、これを振出人の依頼を受けた仲介業者が貸金業者に持込むなどの方法をとつており、

A社、B社などの場合もこの方法で輸入原材料の滞貨つなぎ資金を調達したものと関係筋ではみている。

従つて手形期限がきた時には振出人に改めて大きな負担がかかる事になるが手形裏付けとなる商品の取引が行われていないだけに問題とされている。

関係筋では一流会社の場合は別として二、三流会社などには手形が落せず倒産するところが出るかもしれないと警戒している。

（註）貸金業者とは、市中銀行、相互銀行、信用金庫などの一般の金融機関以外で金銭の貸付または貸借の仲介を業務とするいわゆる「街の金融業者」をいう。貸金業は昭和二十九年に制定された「出資の受入、預り金および金利等の取締りに関する法律」によつて取締まられ一般の金融機関のような預金の受入れは禁じられている。また貸付金利の最高限は日歩三十銭に決められている。貸金業者の数は現在全国で約二千三百に達しているといわれている。



△△△會議所の頁▽▽▽

◎会議所壹箇年の歩み（昭和三十一年度）

○会議所は何をしている処か、御存知のない方や、いまだに認識の浅い方があります、そこで本号では昨年度一ケ年間の仕事の概況をお目に掛けましょう。

○先ず商工業界の総意を取り纏めて之を発表し、関係方面へ要望し、陳情したりします、つまり意見活動と称しています、この意見活動の内で、各業種別に作つている部会があります、この部会の開催状況を簡単に箇条書にして見ましょう。

○商業部会

第一回部会　六月九日午後二時開会　午後五時閉会
中村専務理事、福田副部会長、橋本小売分科会長外十名出席
（議事）大阪チェンストアー出張販売問題について
第二回部会　八月二日午後二時開会　午後四時三十分閉会
中村専務理事、福田副部会長、橋本小売分科会長外十四名出席
（議事）消費者の声をきく会の内容検討について
第三回部会　十一月二十六日午後二時開会　午後五時閉会
中村専務理事、福田副部会長、橋本小売分科会長外十名出席
（議事）大阪チェンストアー出張販売問題について
第四回部会　（正札会東行委員会）十二月四日午後二時開会　午後五時閉会
吉川会頭、中村専務理事、福田副部会長、橋本小売分科会長外五名出席
（議事）正札会会則審議の件
第五回部会　（卸分科会）一月十二日午後二時開会　午後五時閉会
吉川会頭、中村専務理事、河合部会長、宮嶋卸分科会長外二十一名出席
（議事）昨年のわが卸業界を語る。
第六回部会　（小売分科会）一月十九日午前十時開会　午後一時閉会
吉川会頭、河合部会長、福田副部会長、橋本分科会長外三十五名出席
（議事）昨年のわが小売業界を語る。
第七回部会　（正札会東行委員会）三月十九日午後二時開会　午後三時閉会
中村専務理事、福田副部会長、橋本小売分科会長外二十三名出席
（ゲスト堀井県商工課長補佐、同課小松、繁田両課員）
（議事）奈良県正札会結成

会

吉川会頭、中村専務理事、赤坂部会長外十四名出席

（ゲスト　堀井県商工課長補佐）

（議事）昨年のわが業界を語る。

○交通運輸部会

第一回部会　五月十七日午後二時開会　午後四時二十分閉会

吉川会頭、中村専務理事、鈴木部会長外十六名出席

（ゲスト中井、東口県技師、藤沢市土木課長、福井同都市計画課長、亀井国鉄奈良駅長）

（議事）1、国鉄奈良駅前整備拡充方再運動の件

2、春日奥山道路改修の件

3、当面の道路整備箇所の検討とその対策について

第二回部会　九月十三日午後二時三十分開会　午後五時閉会

吉川会頭、鈴木部会長外十五名出席

（ゲスト　大平県計画課長、島岡県技師、福井市都市計画課長、亀井国鉄奈良駅長）

（議事）1、国鉄奈良駅前整備拡充問題について

2、八月二十四日京都にて開催の観光事業五ヶ年計画促進懇談会内容報告の件（下平県課長御担当）

3、右に伴う本県事情を国会等関係筋へ陳情の件

（内容事務局一任）

第三回部会　一月十七日午後二時開会　午後五時閉会

吉川会頭、中村専務理事、鈴木部会長外十六名出席

（議事）昨年のわが業界を語る。

○木　材　部　会

第一回部会　一月二十四日午後二時開会　午後五時閉会

吉川会頭、中村専務理事、中野部会長外十一名出席

（議事）昨年のわが木材業界を語る。

○次には業種別の各部会とは、その構成が変っている委員会があります、「労仂」「金融」「税務」これらに就て各業界から代表的に委員を選出して重要な事柄に就て時々委員会が開かれています、今年度は左記の通り開かれたのであります。

○労働委員会

第一回委員会　七月十八日午前十時開会　午後二時閉会

吉川会頭、中村専務理事、中村委員長外十一名出席

（ゲスト飯田県労政課長）

（議事）1、私鉄年間臨給について

2、夏期手当問題について

○金融委員会

第一回委員会　三月十二日午後二時二十分開会　午後四時十五分閉会

吉川会頭、中村専務理事、赤坂、紺木、中川、中島中村絹、野村、宮島、各委員

（ゲスト船内弁護士）

（議事）日商より諮問による手形訴訟制度復活に関する意見について。

○税務委員会

第一回委員会　五月十一日午後一時半開会　二時半閉会

吉川会頭、中村専務理事、近東委員長外四委員出席

（議事）昭和三十二年度以降の我国税制の改正に関する意見日商より諮問につき答申の件

○次は建議、陳情でありますが、商工業振興上必要な事柄に就て関係筋へ建議したり、陳情、要望等を行いました主なものを挙げて見ますと。

○繊維第一部会関係

一、繊維製品輸送の貨物小口扱いについて請願の件

（四月十八日吉川会頭名を以て貨物協会天王寺支部長天王寺鉄道管理局長宛文書提出）

請　願　要　旨

1、鉄道貨物小口扱に於て蚊帳の輸送料金五割増制度を一般普通小口扱に改められたし

2、蚊帳を嵩商品としての適用より除外せられたし

○交通運輸観光部会関係

陳　情　要　旨

一、国鉄奈良駅の貨物取扱いを同京終駅に集中移行し、旅客専用駅実現に関する陳情。

（十一月二十一日吉川会頭、中村専務理事、鈴木部会長、高橋副部会長は天王寺鉄道管理局に出伺、安田局長と面接、陳情書手交。）

陳　情　要　旨（会頭名）

奈良駅の果す観光ウエイトの向上と奈良市産業地帯の立地環境により、奈良駅の旅客専用化と貨物の京終駅の集中化を陳情。

二、国鉄奈良駅整備拡充再陳情の件

（前項の陳情の際、安田局長に対し更に陳情）

三、観光事業振興五ヶ年計画策定に伴う奈良県観光対策につき陳情。

陳　情　要　旨（九月二十五日会頭名による書面速達便を以て、日商会頭、観光事業審議会長、自民党観光事業特別委員長、運輸大臣、建設大臣、奈良県選出参、衆議員宛）

昭和三十二年度より実施される政府の観光振興五ヶ年計画立案に伴う本県の観光資源の整備向上の優先

的採択を懇請、差当り左の事項を要望せり。

1、地元意見聴取の機会をつくられたし

2、自治体の経費負担軽減について

3、本県観光街路計画案採択について

4、国鉄関西線（奈良―王寺間）の復線還元化について

5、関西線廻り東京行急行昼間ダイヤ増発について

四、奈良国立博物館夜間開館方陳情。（九月十四日関係諸団体と共同陳情）

陳　情　要　旨（各関係庁宛、当所会頭名）

修学旅行団の夜間展観による教育を主眼として之を要望

五、修学旅行団の昼間集約臨時列車編成陳情の件

陳　情　要　旨（運輸大臣、国鉄総裁、同関東総支配人、同関西総支配人、同天王寺管理局長各宛、当所会頭名）

修学旅行団の来寧激増に伴い安全なる輸送と、見学効果を促進するため昼間ダイヤの編成を要望。

六、奈良市都市計画街路新設に関する陳情

（三月二十七日吉川会頭上京建設省陳情書手交）

陳　情　要　望（建設大臣宛当所会頭名）

奈良市春日一の鳥居―尼ヶ辻線には国鉄踏切が介在し、交通上の支障尠からず、この対策として、三条川西町佐保川辺より国道二十四号線の立体交叉附近に新たに国鉄線と立体交叉する迂回街路を是非三十二年事業として採択ある様陳情。

○醸造部関係

一、酒税率引下げに関し、強力なる支援懇請の件

（七月三日日商藤山会頭宛当所会頭名）

陳　情　要　旨

日商税制委員会に多大の期待をもつ、日酒連の要望に基づき

1、酒価が他の物価に比較して、高価であるのは、高率酒税によるものであり、今や清酒は国民大衆の必需品であり減税のシワ寄せが勢い酒税に偏重するきらいがあり、特に戦前比に見るとき、そのなる課税方策を望む。

格差は大きく、適当

○商業部関係

一、商店街々路灯特別料金設定方要望の件

（十一月六日大阪通産局長、関電社長宛、当所会頭名）

陳　情　要　旨

商店街の街路灯は市街地の美化、防犯、防火、交通事故防止、等一般社会秩序に大きな役割を持つ公共性において、その電灯料金は一般屋内灯同様の定額料金により、商店経営者が負担する現状は甚だ不合理であり、茲に特別低料金制度を設定せられたし。

○各部会共通関係

一、国民金融公庫奈良県融資枠増加方陳情の件

（十一月十日速達書留便による）

陳　情　要　旨（大蔵、通商産業各大臣、中小企業庁長官、大蔵省銀行局長、国民金融公庫総裁、衆院大蔵委員長、参院大蔵委員長、衆院予算委員長、参院商工委員長、自民党政調会長各宛当所会頭名）

中小企業における金融問題は古い課題でその対策は弥縫的であり本県における貸付不能額は常に一、〇〇〇万円を有し、茲に左記の通り、国民金融公庫総枠の引上げと奈良県枠の増加方を陳情。

記

一、現行枠一億六千余万円を参億七千万円に増加設定されたし

二、スト規制法存続要望（十一月二十日速達書留便）

陳　情　要　旨（政府並に県選出参、衆議員、日商藤山会頭宛、当所会頭名）

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の規制に関する法律については立法当時の提案事由にも明示される如く電力、石炭はあらゆる生産活動の動力源であり、民生安定上不可欠のものであり従つて現下の労仂運動が今後、正常化、健全化せざる限り、この規制法は存続すべきであり、産業人のみならず、全国民の切望するところであるから万難を排しての存続を要望する。

○次は企業経営上必要な新らしいセンスを採り入れ、合理的な経営によつて夫々の業界の繁栄を図るため懇談会や、講習会、講演会などを開いた、これを「研究、情報交換活動」と称している、その主なものを挙げると。

○電力使用合理化講習会

○とき　四月十三日午後一時、ところ、奈良市杉ケ町、小山合資会社

1、配電線電動機はどうあるべきか

2、工場の照明はどうあるべきか

3、工場実地講習

4、映画、谷間の歴史、火力発電所

○とき　六月七日午後二時、ところ、大和郡山市、東棉戸口繊維（株）工場

とき　六月九日午後二時、ところ、大和高田市、和洋繊物（株）

とき　六月十四日午後一時、ところ、吉野郡上市町、吉野木材協同組合連合会二階実習工場（株）丸　商店

○生産性向上講演会

○とき　六月十五日午後二時、ところ、当所三階ホ

講習内容と講師「螢光染料とクローム染料について」
住友化学工業(株)技術部　小島　博氏
演題と講師「わが社の労務管理について」
武田薬品工業(株)総務部長　佐竹　彬氏
○と　き　十月四日午後二時、ところ、当所ホール
研究議題「最近の労働事情」
○と　き　十二月六日午後二時、ところ、当所ホール
卓話「今年の労働問題を回顧して」
県労政課長　飯田　一夫氏

○経営の合理化講演会

○と　き　三月十六日午後二時、ところ、当所ホール
演題と講師「経営の合理化と作業のあり方」
労働省労働部特別指導員　宮崎　蕨氏

○経　済　講　演　会

○と　き　四月二十四日午後二時、ところ、当所ホール
演題と講師「最近の経済情勢」
日本経済新聞社経済部長　小針　寛司氏

○近代経営講座

○と　き　一月十八日午後一時、ところ、当所ホール
演題と講師「近代経営に望まれる監督者」
大阪府能率学院副院長　井上　好二氏

○新春経済大講演会

○と　ころ
第一日　一月二十一日　於当所三階ホール
第二日　一月二十二日　於下市小学校講堂
第三日　一月二十三日　於中和労働会館大ホール
演題と講師「今年の経済界の見通しについて」
産業経済新聞社最高顧問　塩沢　元次氏
○物価調査や其他経済関係のいろ〳〵な調査も会議所として重要な仕事になつています、その主なものを挙げて見ますと。

○時局と文化の講演会

「最近の化学工業」
京都繊維大学教授工学博士　岩崎振一郎氏
演題と講師「自由と文化について」
福田恒存氏　河盛　好蔵氏
○と　き　五月二十四日午後四時、ところ、当所ホール

○総評との労使懇談会

（第十四回より）
第十四回出席者総評側　森事務局長　外五名
会議所側　中村委員長　外七名
ゲスト　飯田県労政課長
○と　き　七月二十六日午後四時、ところ、当所ホール
第十五回出席者総評側　森事務局長　外三名
会議所側　中村委員長　外六名
○と　き　九月二十七日午後二時、ところ、当所ホール
第十六回出席者総評側　茶田議長　外四名
会議所側　中村委員長　外五名
○と　き　十一月二十二日午前十時、ところ、当所ホール
第十七回出席者総評側　茶田議長　外五名
会議所側　中村委員長　外七名
○と　き　二月二十八日午後四時、ところ、当所ホール
第十八回出席者総評側　森事務局長　外三名
会議所側　中村委員長　外六名
○と　き　五月二十四日午後四時、ところ、当所ホール
第十四回出席者総評側　森事務局長　外五名
会議所側　中村委員長　外七名
ゲスト　飯田県労政課長
○と　き　七月二十六日午後四時、ところ、当所ホール
第十五回出席者総評側　森事務局長　外三名
会議所側　中村委員長　外六名
○と　き　九月二十七日午後二時、ところ、当所ホール
第十六回出席者総評側　茶田議長　外四名
会議所側　中村委員長　外五名
○と　き　十一月二十二日午前十時、ところ、当所ホール
第十七回出席者総評側　茶田議長　外五名
会議所側　中村委員長　外七名
○と　き　二月二十八日午後四時、ところ、当所ホール
第十八回出席者総評側　森事務局長　外三名
会議所側　中村委員長　外六名

○労働問題懇話会

○と　き　四月五日午後二時、ところ、当所ホール
演題と講師「わが社の労務管理について」
武田薬品工業(株)総務部長　佐竹　彬氏
○と　き　十月四日午後二時、ところ、当所ホール
研究議題「最近の労働事情」
○と　き　十二月六日午後二時、ところ、当所ホール
卓話「今年の労働問題を回顧して」
県労政課長　飯田　一夫氏

○経営の合理化講演会

○と　き　三月十六日午後二時、ところ、当所ホール
演題と講師「経営の合理化と作業のあり方」
労働省労働部特別指導員　宮崎　蕨氏

○経　済　講　演　会

○と　き　四月二十四日午後二時、ところ、当所ホール
演題と講師「最近の経済情勢」
日本経済新聞社経済部長　小針　寛司氏

○近代経営講座

○と　き　一月十八日午後一時、ところ、当所ホール
演題と講師「近代経営に望まれる監督者」
大阪府能率学院副院長　井上　好二氏

○新春経済大講演会

○と　ころ
第一日　一月二十一日　於当所三階ホール
第二日　一月二十二日　於下市小学校講堂
第三日　一月二十三日　於中和労働会館大ホール
演題と講師「今年の経済界の見通しについて」
産業経済新聞社最高顧問　塩沢　元次氏
○物価調査や其他経済関係のいろ〳〵な調査も会議所として重要な仕事になつています、その主なものを挙げて見ますと。

(1)　物　価　調　査
奈良市を中心とした小売物価調査を日本商工会議所にて定められた毎月十五日を基準として一〇〇品目を調査し関係筋に発表。
(2)　給与実態調査
本県主要事業場を対象とした、従業員の給与の実態について調査を実施した。
(3)　商店街の催し物調査
奈良県内の各商店街について中元、年末大売出しの催し物について調査を実施した。
(4)　労仂争議による被害状況調査
国鉄、全逓、全電通の春期闘争に対して本県に於ける被害の状況を調査した。
(5)　駅構内物品販売に関する調査
国鉄、近鉄の県下各駅構内物品販売状況について調査を実施した。
(6)　奈良県工業立地調査
奈良県庁の委託による県下四地区を選定し、その内十市町についてその個々を中心とした諸条件或はその内容について調査を実施した。
(7)　工業事業場購買会に対する調査
商品流通機構調査の一環とし又、これが地元の商店に与える影響について調査を実施した。
(8)　工場誘致に関する特例調査
大阪商工会議所の依頼により、五市について工場誘致に対する特例について調査を実施した。
(9)　特　産　品　調　査
(一)　本年度蚊帳業界の生産調査を実施した。
(二)　本年度蠶籌の市況調査を実施した。
○以上掲げましたのは所謂「意見活動」「調査活動」と経営技術の向上を目途とする各種の会合でありますが尚商工業振興上各種の事柄に就て行いました主なものは。
1、大阪にて開催の国際見本市見学会を開催、吉川会頭、以下多数の参加。
2、五月三十一日於桜井木材協同組合ホールにて開催の木協臨時総会に中村労仂委員長出席「労仂問題について講演。」
3、六月九日本年度花緒見本市を県商工観光館にて開催に関し当所は之を積極的に後援（会頭賞授与）
4、六月十一日「大阪チェンストアー」出張販売対策協議会を当所ホールにて関係商工会議所（上野、姫路、大津、長浜、和歌山、各会議所）専務理事出席のもとに開催。
5、六月二十一日於商工観光館、本年度郡山メリヤス見本市開催に関し、当所は強力に之を後援（会頭賞授与）
6、六月二十八日於商工観光館、第十三回児童、生徒及職員発明展を後援（会頭賞授与）
7、七月一日より十月三十一日まで日本商工会議所提唱による全国商品サービス強化運動に積極的に参加し概ね左の事業を実施せり。
(1)　七月二十日本運動県推進本部を当所に設置
(2)　標語の募集
(3)　「消費者の声をきく会」の実施
(4)　当選標語のビラ、ポスターの県内配布
(5)　サービスコンクールの実施
入賞（商店街の部）
通産大臣賞　奈良市もちいどの通り商友会協同組合
入賞（商店の部）
日商会頭賞　奈良大丸（奈良市）
〃　山崎屋（奈良市）
〃　西村洋装店（桜井市）
(6)　店員さんばかりの座談会の実施
(7)　商業スライド巡回映写
「正札販売、品質表示、正量販売」について巡回映写。
(8)　県内買物運動図案募集
入賞者
知事賞　田原本小学校　堺　祥代
会頭賞　片塩中学校　黒川　国子
〃　阪合部中学校　岡田　明子
佳作
福井　栄夫　外四名
(9)　県内買物協力方依頼状の発送
県下主要事業場並びに諸官庁に対し協力方懇請
(10)　商店街労仂問題懇談会
十月当所ホールにて開催、中村労仂委員長指導
(11)　観光地帯整備懇談会
日商主催により八月二十四日於京都商工会議所にて開催、当日当所より谷井観光部会長、大橋、阪田、両副部会長、中村専務理事出席、尚県より下平計画課長、萩原観光課長、市より高橋市長等出席
(12)　中華民国珠算観摩団（視察団）周列団長外六名来寧に際し接遇（十二月二日於当所）
(13)　近鉄特急運転開始祝賀アドバルーンを当所屋上より揚揚（十九日〜二十一日）
(14)　奈良県物産九州見本市を県と共催、二月十二

三日於熊本商工館ホール

(15) 本県物産竹製品振興懇談会開催（第一回三月十一日、第二回三回二十五日）

(16) 上野市商店街役員来所「大阪チェンストアー」問題につき懇談、当所より中村専務理事、橋本分科会長出席（三月十八日）

(17) 航空自衛隊幹部候補生学校開校について物資調達に協力し、諸用紙の斡旋を開始

(18) 大和酒、灘、伏見酒、素人対抗キ、酒コンクール開催（三月二十六日於当所大ホール）

（当日の実況を翌日テレビ放送せる）

入賞者（正解者なし）

第二位　播直（天理市）大和清酒五本

其の他一〇名に対し、清酒贈呈

(19) 第九回酒類品評会に会頭賞贈呈（三月十八日於当所）

○会議所の仕事の内で尚重要なものの一つに、商工相談所があります、企業経営上必要な、金融、税務、経理、関係法律や、特許出願、凡ての商取引の仲介斡旋などいろ〳〵な、事柄について無料で相談に応じていますのが、この商工相談所であります、昨年一ケ年間に取扱いました件数を挙げて見ますと右の通りであります。

(1) 年度内に取扱つた相談件数

経済法規　一七四件　金融　二八〇件

税務一般　二一〇件　経理　三五四件

特許商標　二七六件　商取引紹介斡旋　一、九二九件

その他　一、四二八件　計　四、六四二件

(2) 来所相談者数　一、六二九名

(3) 文書相談件数　二、六五五件

(4) 巡回相談件数　一三六件

(5) 電話による相談件数　二二二件

(6) 各種証明

原産地証明　一六件　その他の証明　二五件

(7) 信用調査　三四件

○次に他の団体では見られない仕事の一つに、珠算や簿記、タイプ、計算尺などの技能検定試験があります つまり商工実務技術の普及向上の一環として行つて居ります、これも昨年の成績概略を記しますと左の通りであります。

○珠算能力検定試験の成績

(1) 全国検定（一、二、三、級）

回数　受検者　合格者

第二十七回　九一二名　三八三名

第二十八回　九一五名　三三二名

第二十九回　八七二名　二二九名

(2) 地方検定（準一、二、三、及四、五、六、七、八、級）

回数　受検者　合格者

第三十八回　一、三二四名　七四八名

第三十九回　一、二四四名　七三八名

第四十回　一、二三五名　七五一名

第四十一回　七一七名　三九〇名

第四十二回　九一七名　四七〇名

以上の外奈良少年刑務所及奈良少年院に於ける収容生の希望者に対し特別に出張して検定を行いたること六回その成績は二二六名

受検者総数　一八六名、内合格者は八七名であつた。

其他商工業経営上必要な実務の振興に資した行事としては左の通りであります。

(5) 珠算競技大会

(1) 第十回国民珠算競技大会奈良地区予選参加者

昭和三十一年四月十五日（日）奈良県商工会議所主催

参加者

入賞者　一般の部、個人　杉田健二、山下末広、中川　宏

学生の部、個人　辻岡　修、山崎順司、権　慶錫

全国大会出場資格取得者

一般の部、杉田健二、山下末広、中川　宏

学生の部、辻岡　修、山崎順司、権　慶錫

(2) 第六回県下珠算競技大会

昭和三十一年九月九日（日）

奈良県商工会議所　主催

奈良県珠算協会　〃

第一部（一般及高校生）参加者　六八名

入賞

日商会頭盃　団体優勝、奈良県商工高等学校

会議所会頭盃　〃準優勝、高田高等学校

県市町村長議会々長盃

個人優勝、杉田健二（正修珠算）

第二部（中学生）参加者　一六九名

入賞

県知事盃、団体優勝、葛城珠算学校

県議会議長盃、〃準優勝、丹波市珠算学校

市町村長会長盃、個人優勝　大塚弥寿男

第三部（小学生）参加者　一一六名

入賞

奈良県珠算協会優勝旗

団体優勝、奈良珠算学校

〃　会長盃

団体準優勝、丹波市珠算学校

奈良日社長盃、個人優勝、河井長和

(6) 第四回簿記検定試験　昭和三十一年六月三日（日）当所主催

受験者　二六名　合格者　八名

第五回簿記検定試験　昭和三十一年十一月二十五日（日）当所主催

受験者　三九名　合格者　六名

(7) 第四回簿記税法長期講習会

企業経営の基礎は完全なる経理、完全なる帳簿があつてこそ、その万全を期することができる。この見地より、次の通り講習会を開催した、参加者一三一名の盛況で多大の成果を収め得た。

○とき、昭和三十一年五月七日～六月二十八日迄（毎週月・木曜日）

○ところ、当所三階大ホール

○講師、日商計算尺技術委員　島津純治氏

○講師、簿記　元大阪商大教授奈良短大教授　町野二郎氏

所得税　奈良税務署直税課長　河田　治氏

法人税　奈良税務署法人係長　楳生　玄信氏

(8) 第三回計算尺講習会

商工業の振興に、事務能率の増進に、日常生活に、益々広く活用されている、計算尺の正しい使い方について次の通り講習会を開催、受講生二四名終始熱心に聴講多大の成果を収めた。

○とき、昭和三十一年六月二十七日、二十八日の両日

○ところ、当所三階小ホール

○講師、日商計算尺技術委員　島津純治氏

○程度、初級及中級

(9) 珠算振興懇談会

我が国特有の計算技術である「そろばん」の振興を図るため、県下珠算人を招いて次の通り珠算懇談会を開催隔意のない、意見の交換を計つた。

○とき　昭和三十一年六月二十四日（日）

○ところ　当所二階ホール

○参加者　三五名

○次は連絡会議であります

共通の問題について開催される、他府県商工会議所関係及び関係官庁各種団体との、連絡会議には次の通り夫々関係者が出席しました。

(1) 会議所関係

年月日	開催地	会議の名称	出席者
三一、四、一〇	大阪	近畿商工会議所連合会（以下近商連と云う）事務局長会議	中村専務理事
三一、五、六	東京	日本商工会議所観光委員会	中村専務理事
〃　一六	〃	日本商工会議所常議員会	中村専務理事
〃　二八	〃	日本商工会議所運営委員会	中村専務理事
〃　二八	神戸	近商連常任理事会	中村専務理事
〃　三	和歌山	近商連総会	吉川会頭 中村専務理事
〃　七、九	浜松	全国商工会議所運営研究会議	京極参事
〃　三〇	大阪	近商連事務局長会議	中村専務理事
〃　八、七	仙台	全国商工会議所事務局長会議	中村専務理事
〃　八、一五	大阪	近商連総務関係連絡会議	京極参事
〃　九、七	神戸	近商連業務連絡会議	和井田参事

年月日	開催地	会議の名称	出席者
三一、九、二	神戸	近商連調査事務連絡会議	木戸副主事
〃　一〇、三	京都	近商連常任理事会	中村専務理事
〃　二四	大阪	商工相談所職員講習会	吉崎主事
〃　二六	〃	〃	京極参事
〃　二七	大阪	近商連調査事務連絡会	広岡副主事
三一、一、二	〃	近商連総務関係打合せ会議	京極参事
〃　一、三	東京	商工技術業務担当者協議会	和井田参事
〃　一、九	大阪	近商連調査事務担当者連絡会議	中村専務理事
三一、二、八	大津	近商連常任理事会	中村専務理事
〃　二、一〇	大阪	近商連事務局長会議	京極参事
〃　二、二六	〃	商工相談所事務打合せ会議	和井田参事

年月日	開催地	会議の名称	出席者
三、三、七	東京	日本商工会議所観光委員会	吉川会頭
〃 〃 〃	〃	日本商工会議所常議員会	吉川会頭
〃 〃 〃	〃	日本商工会議所議員総会	吉川会頭
〃 三、六	東京	日本商工会議所会員総会	吉川会頭

(2) その他

年月日	場所	会議の内容	出席者
三、五、三	労仂会館	第五回T・W・I協会総会	吉川会頭 中村専務理事
〃 五、六	商工観光館	第四回包装紙コンクール授賞式	中村専務理事
〃 五、六 〃	〃	第三回新作工芸品と図案展授賞式	和井田参事
〃 〃 二九	春日荘	県商店街連盟総会	和井田参事
〃 〃 〃	奈良市庁別館	本年度観光県外出張宣伝打合会	和井田参事
〃 六、九	商工観光館	王寺花緒見本市懇談会	吉川会頭 京極参事
〃 〃 二	大阪商工会議所	百貨店法説明会	広岡副主事
〃 〃 六	県庁会議室	産業立地条件調査打合会	和井田参事
〃 〃 〃	大阪商工会議所	下請代金支払遅延等防止法説明会	広岡副主事
三、六、三〇	春日荘	市商店街連盟定時総会	和井田参事
〃 六、三〇	商工観光館	第十三回児童生徒教職員発明展打合会	和井田参事

最後に広報活動でありますが、その主なものとしては

(1) 経済関係図書を随時購入して会員その他一般商工業者の閲覧に供した。

(2) 昭和三十一年度版「会員及び特定商工業者名簿」を刊行して関係先へ頒布した。

(3) 機関雑誌「商工だより」を各季に発刊して会員その他関係先へ配本した。

(4) 会議所情報を毎月一回発刊議員その他へ配本しました。

(5) 情報速報のため「ニュースカード」と称したはがき形情報を必要の都度発行した。

◎以上は業務関係の仕事もありますが尚内部的な仕事としては、会議所運営に必要な各種の会議でありますが今その主なものを記録致しますと、

年月日	場所	会議の内容	出席者
〃 六、六	菊水寮	電話協会総会	吉川会頭 京極参事
〃 七、二	市町村会館	全国安全週間大会	中村専務理事
〃 〃 〃	商工観光館	県産業共励会総会	中村専務理事
〃 〃 三	労仂会館	県労政課主催の労使座談会	中村専務理事
〃 〃 〃	市庁別館	県内買物運動推進懇談会	和井田参事
〃 〃 三	奈良税務署	納税者の声をきく会	中村専務理事
〃 〃 三	当所	県工場設置奨励審議会	中村専務理事
〃 〃 六	当所	青色申告役員会	中村専務理事
〃 一〇、二	商工観光館	第十三回発明展表彰式	和井田参事
〃 〃 二	商工観光館	エカフエ（国連アジヤ極東委員会）貿易小委員会接遇打合会	中村専務理事 京極参事
〃 一〇、三〇	橿原会館	県薬業組合表彰式	京極参事
〃 一一、八	奈良ホテル	エカフエ観迎会	吉川会頭
〃 〃 六	市会議室	日本学書展授賞式	広岡副主事
三、一、九	商工観光館	上海、日本商品展覧会報告会	木戸副主事
〃 三、二六	酒造会館	清酒P・R委員会	和井田参事
〃 〃 七	短期大学	第三回卒業式	京極参事
三、三、七	橿原会館	県珠算協会総会	広岡副主事

先ず、活動の原動力となる事業計画や、年度予算を決める議員総会があり、又この会議に提出する事項を審議する常議員会（役員会）など必要に応じ開催致しました、昨年中に、開催されました会議の重なものを掲げて見ましょう。

(1) 議会総会

本年度に於ける議会総会を開会したること二回、其

の要領は左の通りである。

○第六回

日時 昭和三十一年九月二十五日午前十一時二十分開会、午後零時三十分閉会

場所 当所大ホール

出席議員 吉川会頭以下 三十八名

外に委任状 三十九名

議決事項

1、昭和三十年度一般会計収支決算承認の件

2、昭和三十年度特別会計退職資金積立金収支決算承認の件

3、昭和三十年度事業報告承認の件

4、常議員一名補欠選任の件

5、創立十周年記念祝賀式挙行の件

6、其の他

(イ) 観光事業五ケ年計画実施に伴う意見陳情の件

(ロ) 顧問追加推薦の件

○第七回

日時 昭和三十二年三月二十五日午前十一時半開会 午後零時三十分閉会

会場 当所ホール

出席議員 吉川会頭以下 二十六名

外に委任状 三十八名

議決事項

1、昭和三十二年度事業計画の件

2、昭和三十二年度一般会計収支予算の件

3、昭和三十年度特別会計退職資金積立金収支予算の件

4、常議員一名補欠選任の件

以上各回提出の事項は何れも理事者より提出、原案の通り満場一致可決せられ、報告事項も何れも承認を得て終了した。

(2) 常議員会

本年度に於ける常議員会を開催したること、三回、其の要領は左の通りである。

○第十回

日時 昭和三十一年六月七日 午後三時三十分

場所 当所ホール

出席者 吉川会頭以下十四名

議決事項

1、昭和三十一年度事業計画の件

2、昭和三十一年度一般会計収支予算の件

3、昭和三十年度特別会計退職資金積立金収支決算及び昭和三十年度末貸借対照表及財産目録承認の件

4、其の他

① 十周年記念式に於ける功労者の選彰の件

② 航空自衛隊幹部候補生学校奈良市誘致問題

③ 部会活動及春日奥山遊歩コース入口拡充整備の件

（引続き増田弥内氏藍授褒章授章祝賀会開催）

○第十一回

日時 昭和三十一年十二月十三日 午後三時～五時

場所 当所ホール 会議終了後 吉野会館にて小宴

出席者 吉川会頭以下十四人

議決事項

1、創立十周年記念行事決算の件

2、最近の事業報告の件

○第十二回

日時 昭和三十二年三月二十二日 午後二時～三時四十分

場所 当所ホール

出席者 吉川会頭以下八名

議決事項

1、昭和三十二年度事業計画の件

2、昭和三十二年度一般会計収支予算の件

9、昭和三十二年度特別会計退職資金積立金収支予算の件

4、常議員一名欠員につき補欠の件

以上各回提出の事項は何れも理事者より提出原案の通り満場一致可決せられ、報告事項も亦何れも承認を得て終了せり。

(3) 監事会

本所一ケ年間の業務及経理の状況を監査すべき監事会は左の通り開会した。

○第十三回

日時 昭和三十一年六月七日午後一時～二時

場所 当所役員室

出席者 監事 東 嘉重郎 宮島 善治

理事者 吉川 会頭 中村 専務 京極 参事

監査事項

1、昭和三十年度一般会計収支決算書

2、昭和三十年度特別会計退職資金積立金収支決算書

3、昭和三十年度末現在貸借対照表

4、昭和三十年度末現在財産目録

以上何れも正規の通り処理されていて、之を承認すべきものと決定された。

(4) 正副会頭会

○四月五日午後二時半より午後四時まで
吉川会頭、杉本、前山副会頭、中村専務出席、本所新年度運営につき
○六月七日午前十時半より十一時半まで
吉川会頭、三副会頭、中村専務、京極参事出席
昭和三十一年度決算報告の件
〃　事業報告の件
○六月二十八日午後二時より三時半まで
吉川会頭、三副会頭、中村専務出席、夏季手当支給の件其他
○九月四日午後五時より七時まで
吉川会頭、三副会頭、中村専務出席
県会正副議長の出席を得て本所運営につき懇談
○九月六日午後五時より六時半まで
吉川会頭、三副会頭、中村専務出席
知事、副知事の出席を得て本所の運営につき懇談
○十月十八日午後二時より四時まで
吉川会頭、杉本、奥村両副会頭、中村専務、京極参事出席本所創立十周年記念行事につき
○十二月六日午後二時より四時まで
吉川会頭、杉本、前山両副会頭、中村専務、京極参事出席十周年記念行事終了につき決算報告及跡仕舞の件、年末手当支給の件
○一月三十一日午後二時より四時まで
吉川会頭、副会頭全員、中村専務、京極参事出席
阪神財界人との交流の件
大口会員会費増額の件
正副会頭特別会費の件
右の前年度決算の件
○三月二十二日午前十時半より正午まで

商工業のあらゆる事柄は商工相談所へ

当所の商工相談所は、皆様の御便宜を計り、中小企業今日の苦悩を少しでも解決できる様な計画を樹てて着々実行に移しております。皆様の積極的な御利用によつてこそ機能は発揮されます、御遠慮なく御相談にお出で下さい。

○金融、運転資金が必要だ、設備の改善に金が要る、こんなときにお出下さい、関係機関と連絡して皆さまのお力となる様努めます。

○特許、新案、商標などに必要な手続、それは素人の方では困難です、専門家の権威者が毎月第三木曜日に当所へ出張願つております。

○法律、商工業経営上必要な法律は素人では仲々難しいものです、これも専門家が毎月第二第四火曜日に出張願つております。

○税務と経理、合理的な記帳、納税の知識も必要なことです、専門の税経理士が火木土に来ていられます。

○労働関係、これも最近益々重要視されています、権威者がおられます、何時でもお出下さい。

○国税苦情相談、納得のいく納税をする為に苦情があれば得心のいくまで説明もし、又税務所との交渉もして貰える機関です毎週水曜日当所へ出張せられます。

○経営と取引、会社を作りたい、商店や工場の診断などの経営面や、商取引の仲介、斡旋などは何時でもお出になれば出来だけ便宜をお計り致します。

奈良県商工会議所商工相談所

奈良市東向中町6番地（近鉄奈良駅前）

電話 奈良 6075・6076・6077

吉川会頭、杉本、前山両副会頭、中村専務、京極和井田両参事出席
昭和三十二年度収支予算の件
昭和三十二年度事業計画の件

◆以上は昨年一ケ年間の仕業のほんの概要でありまして、紙面の都合で詳細を尽せませんが、表面にあらわれない所謂縁の下の力もち的な、仕事も随分あることを読者諸彦は御了解願いたいと思うものであります。

△商標権出願の営業証明書は 会議所で発行することになりました

「商標権存続期間更新登録出願」という長い名の手続に添付する、営業の証明書は、今迄は市町村長や、税務所などで発行せられていましたが、特許庁では、このたび、皆様の便宜を図るため、営業の実態をよく知つている、商工会議所で取扱つてほしいと依頼がありましたので、今後は会議所でお取扱致します。

◎商工業者の皆様へ 二つの御注意

（その一）

近頃何々商工会とか、何々協会とか云つて新聞や雑誌の広告を強要したり、購読料と称して金銭を強要する者があるとかきます、仲には当所発行の名簿をもつて、いかにも当所と関係のある様見せかける者もいるそうです、これ等は当所とは一切関係がありませんから御注意まで、尚当所の職員には身分証明書を持参させて居りますから御了承願います。（事務局より）

（その二）

最近労働基準協会とかいう肩書の名刺を持つて従業員少数の小規模な企業者を訪れ、入会を勧誘ところ、同署とは全然無関係である由ですから、お注意までお知らせします。

◎税の苦情相談は 会議所で

税についての不平や不満は 苦情相談所で解決しましょう

毎週水曜日会議所に開設

税の問題で納得が出来ないで不平や不満をおもちの方は苦情相談所へお申出下さい。苦情相談所では皆様の正しい主張は充分に納得がいくよう円満に解決することをモットーとして、

一、税務職員の態度、取扱不正行為等の苦情、意見の相談。

二、税制及び国税の賦課、徴集に関する苦情、意見に対する説明。

三、租税法令・取扱通達等に関する事項。

其他国税全般について相談に応じております。

尚、定期相談以外の相談については要件記載の上、文書で相談することも出来ます。

税について誤算や不平、不満から解放されて、明朗な納税が出来るよう、心安く気軽に苦情相談所を御利用下さい。

（文書相談の場合の宛先）

奈良市東向近鉄駅前　奈良県商工会議所
奈良市下清水町　苦情相談所奈良支部

お知らせ

商取引に御利用下さい

会議所の紹介状を御利用下さい

商取引の紹介、斡旋は全国の商工会議所が緊密な協力のもとに行つている大きな事業の一つです。買いたい物、売りたい物、の照会は毎月数多く参ります。中には直接会議所へ訪ねて来られる業者もあり、この応待も又大変な仕事です。この訪問客には突然来所される方もありますが、地元商工会議所の紹介状を持参させる方もあります。——

この場合紹介状おもちの方はお世話役の商工会議所としては安心して業者を紹介出来ます。会員の方で他都市へ商用で行かれる時には是非当所の紹介状を御利用下さい。今や商工会議所の紹介状は信用のバロメーターになつています。

◎そろばんの祭典!!

○第七回県下珠算競技大会の盛況

「団体優勝は高田高等学校に」

（個人は杉田健二君獲得）



第七回珠算競技大会開会式

第七回奈良県珠算競技大会は、秋晴れの、九月十五日、朝九時三十分から奈良市庁別館に於て、奈良少年刑務所ブラスバンドの國家「君が代」吹奏のもとに開催された、この日の参加者四一三名、名に負う、そろばんの強者ばかり、「我こそ県一」を目ざして卍、巴と追いつ、追われつゝ、一戦、一戦鎬を削る指弾の熱戦が展開された、こゝに、本大会の戦譜を掲載すると。

団体競技では

第一部（一般竝高校）

優勝　高田高等学校　一、一六五点
二位　丹波市珠算学校　一、一四五点
〃　奈良商工高等学校一、一四五点
〃　正修珠算学校　一、〇八〇点
三位　楓珠算教場外五校

第二部（中学校）

優勝　奈良珠算学校　一、三三〇点
二位　葛城珠算学校　一、三二〇点
〃　楓珠算教場　一、一五五点
〃　若草珠算塾　一、一五〇点
三位　王寺珠算学校　外五校

第三部（小学校）

優勝　若草珠算塾　一、三二五点
二位　奈良珠算学校　一、二七五点
〃　葛城珠算学校　一、二五〇点
〃　吉野珠算学校　一、二一〇点
三位　御所珠算学校　外五校

二、個人綜合競技では

第一部（一般竝高校）

優勝　杉田　健二（正修珠算）
二位　近藤　慶錫（丹波市珠算）
〃　山下　末広（楓珠算）
三位　中川　一郎（高田高校）
〃　米田　育弘（奈良商工）
〃　中川　正雄（高田高校）

第二部（中学校）

優勝　神谷　光久（楓珠算）
二位　桜井はる子（奈良珠算）
〃　北村千鶴代（奈良〃）
三位　清水　嘉隆（王寺〃）
〃　堀部　治（天理〃）
〃　竹村　勝好（葛城〃）

第三部（小学校）の部では

優勝　上垣　喜美（佐保珠算）
二位　佐味　圭子（葛城〃）
〃　三浦健吏郎（若草〃）
三位　岡　秀光（大和〃）
〃　姫野　好章（若草〃）
〃　小林紀代惠（奈良〃）

三、読上暗算

第一部優勝　近藤慶錫（丹波市珠算）
第二部〃　神谷光久（楓〃）
第三部〃　松井尊国（葛城〃）

四、勝抜競技（読上算）

第一部優勝　多気常夫（高田高校）
第二部〃　竹村勝好（葛城珠算）
第三部〃　佐味圭子（〃）



昼食後の休憩時に於ける奈良少年刑務所ブラスバンドの演奏

そろばん検定十年の歩み

上級志願者激増

産業界に認められ社会的認識深まる

本所が日本商工会議所と共催で「そろばんの技能検定試験」を始めてから此の十月で丁度十年になる。何だか堅苦しく感じられ敬遠されがちだつたこの試験も今

ではすつかり馴染深いものとなつて幼い小学生からも絶対的な人気を博し「そろばんの会議所」の愛称で呼ばれる迄に至つた。

始めて検定試験を行つたのが昭和二十二年の十月、当時は敗戦の直後で新しい再建日本の為に経済界を始め総力を挙げてあらゆる苦難を耐え忍んで懸命の努力をして居る時であつた。

商工会議所に於てはこの時産業界に於ける事務をとる人々に事務能率の増進と合理化を計る事が目的で始めたもので従つて受験対象者も一般人が殆んどで受験者も精々三十人程度であつた。従つて合格者の発表も一時間足らずで判明し合格証書もすぐ手に渡ると云う超スピード振りであつた。而かるに珠算熱は年々向上発展の途を辿り現在では一回の受験者が約一千名地方検定を合すれば二千名を超える文字通り珠算ブームを生み出すに至つた。しかしこの様に他府県と比較して珠算が底調であつたにもかゝわらず急速に発展普及したかげには奈良県珠算協会を中心とした各先生各位の献身的な指導協力の賜であることを忘れてはならない。今各年別の受験者数と合格者数の趨移を見てみよう。

全國珠算検定試験施行一覧表

年度	受験者数	合格者数 1級	2級	3級	合計
	名				名
昭年22年	159	1	6	16	22
〃 23年	163	1	5	20	26
〃 24年	455	2	9	125	136
〃 25年	551	4	10	163	177
〃 26年	1,025	12	25	223	260
〃 27年	1,153	10	35	387	432
〃 28年	1,680	7	31	495	533
〃 29年	2,063	8	58	623	689
〃 30年	2,341	20	60	780	860
〃 31年	2,688	23	82	855	960
〃 32年	1,728	19	41	490	550
	14,006	106	362	4,177	4,645

1級満点合格　山田　壽郎、中川一郎、中川　伝、辻岡　修

十七年頃から奈良高田両高等学校で、三級以上を実施して居る。

× × ×

この中には小学生で一級合格したものや兄弟揃つて三級以上に合格して居る者一級の満点合格を僅か一円の違いで逸したもの或は少年刑務所の収容生の参加等のいろ〳〵の悲喜交々の数々の歴史を秘めている。

× × ×

では何故かくも珠算が発展して来たのか、昔から我国では「読み書き、そろばん」と云つて人間が生活する上に於て絶対不可欠のものであり比較的手軽にとつきやすく昔は小学校の正科として重要視されて居たのである。

而して戦後就職するについて珠算の有級者は採用条件の一として重要視されたのに拍車をかけ加えて優秀なる塾の誕生によつて塾へ通う学生、生徒が加え斯様に目覚ましい発展を遂げたものである。

× × ×

この様に長い歴史と伝統を有する商工会議所の珠算検定試験で社会的にも最も権威あるものとして実業界はもとより関係各方面から深く認識されているので今後更に進んで厳正公平なる試験を行いその負托に応えると共に珠算の振興を計り度いと考えるのである。

初めは年一回であつたが二回となり二十六年度から現在の様に三回となり開催地も本所階上で一級～六級迄一括に開催して居たが受験者の増加によつて昭和二

◎市町村の合併

奈良県内の市町村も先年来合併、合併で大分変りましたので一度表にまとめました、御参考迄に切取つてどこかへお貼り下さい。

奈良市	
伏見町	柳生村
富雄町	大柳生村
辰市村	東里村
明治村	狭川村
帯解町	大和高田市
五ヶ谷村	天満村
田原村	陵西村
	（但し藤の森、池尻を除く）
	矢田村
	昭和村

| 大和郡山市 | | 天理市 | | | | | | | 櫃原市 | | | | | | |



株式会社 北辰電機製作所奈良工場

奈良市南京終町（電代表6301）
本社東京都大田区下丸子電浦(03)2241(代)
大阪・奈良・呉・門司・名古屋・富山

昭和三十二年十月二十五日印刷
昭和三十二年十一月一日発行

編集兼発行人 奈良市東向中町六 中村貞三
印刷人 奈良市橋本町三六 乾太郎
印刷所 奈良市橋本町三六 奈良明新社
発行所 奈良市東向中町六 奈良県商工会議所
電話奈良代表六〇七五

定価一部 五十円（送料共）

編…集…の…あ…と…が…き

昭和二十七年九月本誌が創刊されてから早やこの秋で五年を迎へましたが一向出来ばえありませんことを編集子として誠に慚愧に堪へません、何分こうした機関誌は堅そうでやわらかい、やわらかそうで堅い……ものを出した上、どの記事でも知らぬ間に読んで仕舞う面白さが大切だろうと常日頃思いつゝ編集していますが、仲々貧弱な頭では思うにまかせません、こんな訳で興味本意の娯楽ものや、修養書や学術専門書であつてはならない、要は商工業経営の皆様がお読になつて「なるほど」とうなづかれるものであり、日常商売の上に何ものか応用して頂くことがあればと念願しています。

というわけでもありませんが、ふるくして出版物には「禁転載」とか「不許複製」とか、仲々六ケ敷いことを、云はれますが、この雑誌の記事で御参考になることがあれば、転載なさろうと、復製なさろうと、そんなケチなことは申しません、会社の社内報や、従業員に配る為にプリントなさろうと、御自由に応用して頂ければ結構と存じます、その代り良い記事があれば、どしどし御寄稿下さいます様御願い致しまして、あとがきと致します

（K生）



証券貯蓄のNO・1

野村の投資信託

◇常に五千円單位で買いやすいから
◇無記名だから……
◇専門家運用だから……
◇配当が有利だから……

「くわしい説明書」
「けいぞく投資通帳」
「株價波動グラフ」
おハガキ
しだい進呈



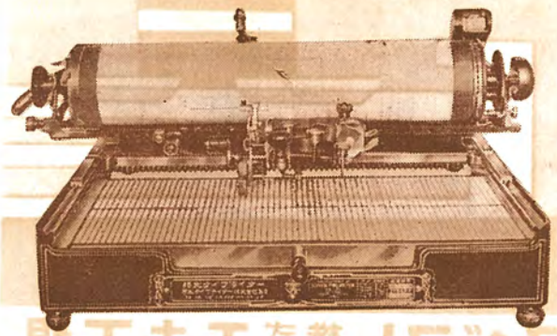
野村証券奈良出張所

奈良市東向北町
電話（奈良）六四五一―四番

¥4,000

各種印刷とはかりの製造所
奈良県官報販賣所
奈良明新社
奈良市橋本町 電話 4577～8・6236～7・2246

日本タイプライター
―最新 YS 8 型萬能機



AL―7型 ¥ 49,500
YS―8型 ¥ 56,000

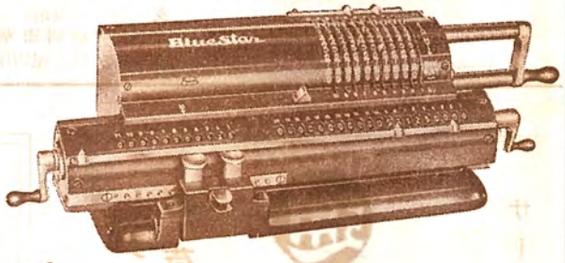
書庫と金庫

カタログ贈呈
御一報次第



最新式の赤外線焼付塗装により極めて優美堅牢、シリンダー鍵符合鍵にて完全な保管が出来ます。

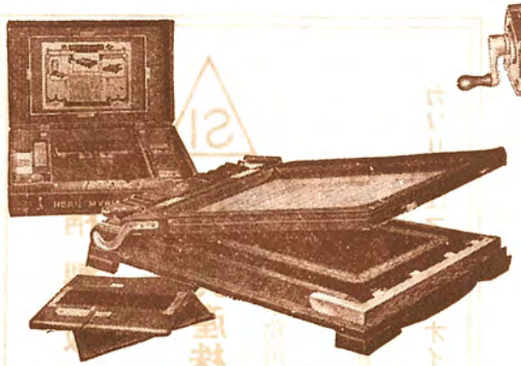
ブルースター計算器



連乗計算の多い御使用先に最適な手動式としてあらゆる御要望に應える国産計算器の最高級品です

20―T （20桁・連乗型） ¥ 35,000
20―D （20桁・十進式） ¥ 30,000
13―T （13桁・基本型） ¥ 25,000

三元式堀井謄寫版



本機の特長は印刷位置の任意の調節と原紙枠の仰起を自動・半自動・手動の三様式に変換し、印刷用紙を完全に挟持することが出来る三点にあります。

¥ 4,000

各種印刷とはかりの製造所

奈良県官報販賣所

奈良明新社

奈良市橿本町 電話 4577～8・6236～7・2246

北辰オートメーション計器

INDUSTRI

会議所業務案内

○商工業に関する建議、陳情、請願
○商取引紹介と斡旋
○各種の講演会、講習会の開催
○各種営業に関する証明と鑑定
○珠算、簿記等商工実務の検定
○観光関係の宣傳其他
○商工業に関する凡ゆる相談と指導
○商工関係情報、雑誌等の発刊
其他商工業振興上必要な各種の催し



◬奈良県商工会議所

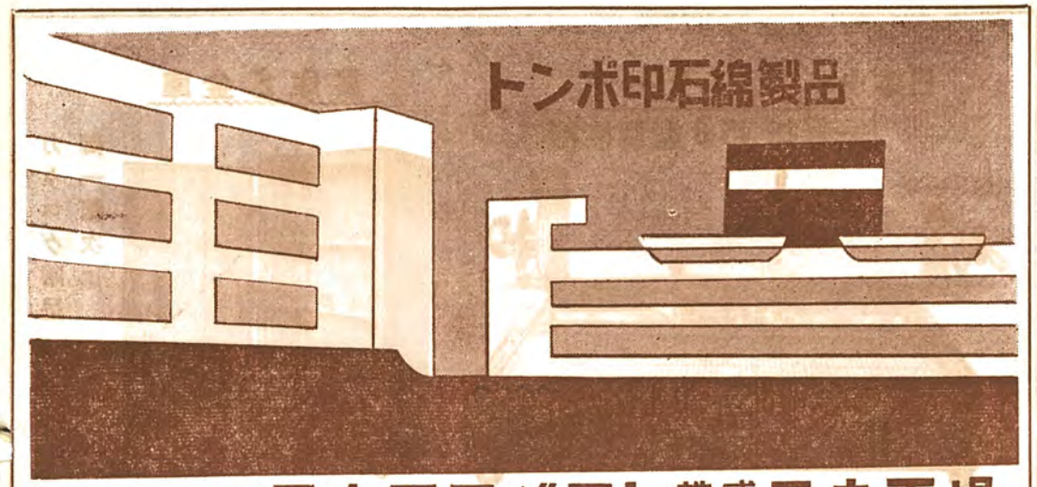
奈良近鉄前……電代表六〇七五

…の…あ…と…が…き

九月本誌が創刊されてから早やこへましたが一向出来ばえありませとして誠に慚愧に堪へません、何誌は堅そうでやわらかい、やわらものを出した上、どの記事でも仕舞う面白さが大切だろうと常集していますが、仲々貧弱な頭でません、こんな訳で興味本意の娯や学術専門書であつてはならな営の皆様がお読になつて「なるれるものであり、日常商売の上て頂くことがあればと念願してありませんが、ゑてして出版物か「不許復製」とか、仲々六ケ敷ますが、この雑誌の記事で御参ければ、転載なさろうと、復製なケチなことは申しません、会社員に配る為にプリントなさろうして頂ければ結構と存じます、があれば、どしどし御寄稿下さしまして、あとがきと致します

（K生）

二十五日印刷
月一日発行
市東向中町六　中村貞三
市橿本町三六　乾太郎
市橿本町三六　奈良明新社
市東向中町六　奈良県商工会議所
電話奈良代表六〇七五
部五十円（送料共）



日本アスベスト株式会社王寺工場

取締役工場長　森　幸造

奈良県北葛城郡王寺町　電話王寺　38・110・333
本社　東京中央区銀座西六　〃　銀座5701 — 9
支店　大阪南区塩町四丁目　〃　船場5491 — 5
〃　福岡市薬院大通二　〃　中 1747・2827
〃　名古屋市中区下前津　〃　南 6591 — 3

石油精製販賣

SI

出光興産株式会社奈良出張所

事務所　奈良市三条町三二〇番地
電話奈良五四七七～八
本社　東京都中央区銀座東四丁目

ガソリンはアポロ、オイルはダフニー

トラックの御用命
お荷物の運送は通へ

奈良市油阪町（国鉄奈良駅前）

通

日本通運株式会社奈良主管支店

支店長
支配人　久松定秋

電話奈良　自四七六一番
至四七六五番（代表）

サービスは我社のモットー

日本染織工業株式会社

取締役社長　越智岩太郎

営業種目

輸出・内需、綿・スフ・麻織物竝に蚊帳地の製造・販賣・晒、シルケット、染色、樹脂加工竝に蚊帳地染色仕上、縫製加工

本社　奈良市油阪町一〇五　電話奈良　五五一
本社工場　奈良市油阪町一〇五　電話奈良　五五一
西大寺工場　奈良市西大寺町　電話奈良　五五三
川上工場　奈良市川上町三六七　電話奈良　五五六
商事部　京都市中京区蛸薬師通東洞院東入ル　電話本局　九七九一九〇四

内外蚊帳
綿スフ織物

廣橋紡織合名会社

本社　奈良県北葛城郡広陵町
電話箸尾一二、一七四番
大阪出張所　大阪市東区南久太郎町二丁目一
電話大阪㉖五一七、五一八番

辨天印蚊帳製造

植田蚊帳株式会社

営業所　奈良市肘塚（カイナヅカ）町一一一
電話奈良三一七三番

営業種目

煙草苗床用特殊加工苗育布
煙草苗床用育布
寒冷紗其他各種綿布
製造販賣

和洋織物株式會社

取締役社長　廣田義雄

大和高田市三倉堂七八八
電話高田（三）一七四番
（三）一七五番

蚊帳、繃帯、ガーゼ
其他薄織物一般 製造輸出

吉川産業株式会社

本社 大阪市東区北久太郎町一ノ一八
電話㉖一六七一―五三七五一―五番
工場 奈良市肘塚町一三八番地
電話奈良三七〇一～三番

綜合建設業

株式会社 **奥村組**

取締役社長 奥村太平

本店 奈良県北葛城郡香芝町逢坂下田三六
電話
営業所 大阪市阿倍野区松崎町一の五一
電話大阪㈹代表三三七・一五〇〇
奈良出張所 奈良市春日野町四
電話 奈良三七四五
支店 東京、廣島、高松、八幡
出張所 名古屋、西宮、光、松山、福岡、大村、外

営業種目
食料品加工用繊維品、綿織ベルト
コンベヤーベルト、醸造用研磨用袋織
其他帆布、厚織物等製造

前山厚織工業株式會社

取締役社長 前山誠逸

奈良県吉野郡下市町大字下市二九四
電話「下」市 一〇三番（事務所）
二六一番（工場）

櫻井市戒重

西垣林業株式会社

取締役社長 西垣愛太郎

電略「ナラサクライ」ニシリン
電話櫻井 五五五番 五五六番 五五七番
（社長宅及夜間用五五八番）

名古屋営業所

名古屋市瑞穂区佐園町七番地
電話瑞穂一〇九三番

外観・機構の一新したトヨタ、トラック
各種乗用車
性能の優秀を誇る新トヨタ、デイーゼル
耐久性大なるトヨタ純正部品
理想のエンジンオイル「キヤツスル」

奈良トヨタ自動車株式会社

取締役社長 菊池武三郎

本社 奈良市杉ケ町三〇
電話奈良代表六五五五～八番
中古車部 奈良市南京終町二六九
電話奈良六五五九～六〇
高田営業所 大和高田市大道二丁目
電話高田二七九七番

ニッサン
ダットサン

益々好評の新型車
最新の設計・近代的外観美
ニツサン・ダツトサン・オースチン
ニツサンジュニア・U・Dデーゼル車
純正部品・用品

新奈良日産自動車販賣株式会社

専務取締役 松平八郎

奈良市油阪町六十五番地
電話奈良自四六九一番
至四六九四番

各種自動車車体製作及修理

奈良市三条宮前町

奈良車体製造株式会社

取締役社長 須河作治

電話奈良（代表）六四二五番
六四二六番

堅牢優美の奈良ボデー

深夜営業の超短波小型タクシー

帝産自動車株式會社

本社 奈良市杉ケ町三十一番地
本社営業所 電ナ七三五～六
国鉄前同 電ナ七三サ三～四

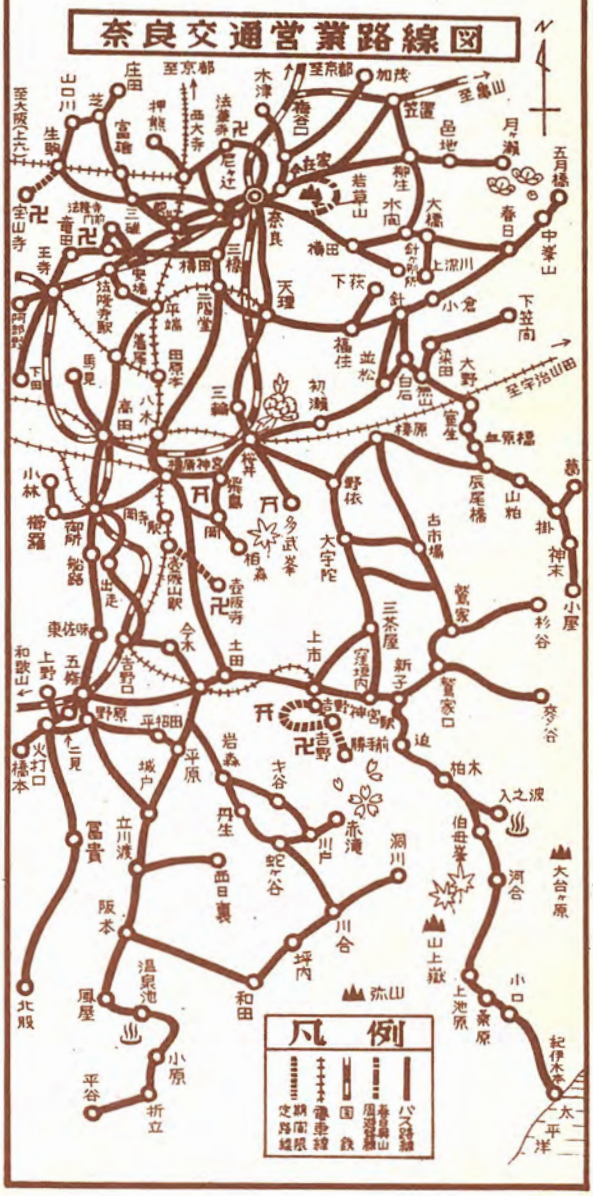
一分でも早く廻車出來るタクシー

奈良交通株式会社

本社　奈良市油阪町一番地
TEL. 5251~5番

奈良交通案内所　近鉄奈良駅前　5501~4
定期観光営業所　近鉄奈良駅前　5261~4

奈良交通営業路線図



純フランス風
喫茶（一品料理）
食事（定食・御宴会）
是非御利用願います
商工会議所食堂
電話奈良三五三八番

折詰専門の店
精宏軒
季節料理
折詰弁当
寿司
サンドウヰッチ
衛生施設完備
奈良市三条川崎町
TEL 3459 7725 7726